



東京税理士会日本橋支部会報

第149号

平成29年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホック人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 浅見 達雄

編集人 広報部長 木下 純一

印刷 (株) 税 経



東京証券取引所

謹賀新年

本年もよろしくお願いいたします

平成29年元旦

東京税理士会	日本橋支部	経理部長	安田 信彦
支部長	浅見 達雄	綱紀監察部長	佐藤 宗石
副支部長	坂下真一郎	税務支援対策部長	須佐 正秀
副支部長	佐々木則司		
副支部長	木下 純一	東京税理士会	
副支部長	若狭 茂雄	理事	花山 三郎
総務部長	大澤 昭人	理事	中沢 勇
研修部長	高橋美津子	理事	滝口 利子
広報部長	木下 純一	理事	井上 真一
厚生部長	森 一郎	理事	青木 久直
組織部長	梅田 文江		

平成29年

東京税理士会日本橋支部

新年賀詞交歓会

日時..平成29年1月16日
午後3時30分から午後7時30分まで
場所..ロイヤルパークホテル 2階
第1部..新春講演会
テーマ..「租税回避、コーポレート・ガバナンス、否認規定」
講師..東京大学大学院教授
政府税制調査会会長 中里 実氏
第2部..新年賀詞交歓会(会費無料)
会員皆様の出席をお願いします。



新年のご挨拶

あさ み たつ お
支部長 浅見達雄

新年あけましておめでとうございます。

平成29年の年頭にあたり支部会員の皆様に謹んで新年のご祝辞を申し上げます。会員の皆様におかれましては、ご健勝にて輝かしい新年を迎えられたことお慶び申し上げます。

昨年11月16日に公示された東京税理士会の役員、日本橋支部の役員選挙は12月2日投開票の予定で実施されましたが、いずれも定数どおりの立候補者で投票が行われることなく当選者が確定しました。

東京税理士会の役員は、拓く会に所属する方々が大半して立候補され当選を果たされました。拓く会の会員でないと執行部に入れないと言うような状況になっていますが異常と言わざるを得ません。現在の執行部は日本税理士会連合会会長に就任した神津信一、前東京税理士会会長が任命した役員諸氏ではありますが、所属支部に偏りがあるように感じられます。新会長に再任されました西村新会長におかれましては東京税理士会全体を見渡したバランスの取れた執行部の構成を期待いたします。

当支部におきましても、選挙管理委員会よりご報告のとおり無投票による当選が確定しました。次期支部長は坂下眞一郎副支部長が立候補してくださり6月の支部総会後から坂下支部長を支える新体制で運営されることとなりました。留任されました方、新たに役員をお引き受けくださりました皆様方に感謝申し上げるとともに、ご活躍頂きますこと、ご期待申し上げます。

日本橋税務署は一昨年9月に耐震化工事のために大手町の旧合同庁舎へ一時的に移転しましたが、その工事の完成に目途がつき本年9月に戻ってくる事が確定したとの連絡を頂きました。一方京橋税務署は建て替えの為に昨年11月に大手町の旧合同庁舎の6階7階へ移転しました。これ

により中央区の行政区域には一時的ではありますが税務署が存在しないことになりました。

不便なことはありますが、中で働く職員の皆様並びに来庁者の皆様の安全を考えますと仕方のないことと思います。

このような状況下で、間もなく平成28年度分の所得税、個人事業者にかかる消費税及び地方消費税、贈与税の申告が始まります。社会保障、税番号制度（マイナンバー制度）が本格的に運用される初年度となります。確定申告の無料相談を担当してくださる会員におかれましては、来場者の方々がマイナンバー制度を充分理解されていられなかったりして混乱することもあるかと思ひます。お手をわずらわせますが準備万端で対応していただきますようお願い申し上げます。

支部活動は、重点施策であります研修会の開催を中心に運営させていただいています。研修会は年間36時間の受講義務が達成できることを目標に開催させていただいております。研修部の皆様のご苦勞により各方面から講師を招き、役に立つ研修内容となっているものと自負しています。

厚生事業は6つのサークルが活発に活動しており、特に野球部は東京税理士会が主催する支部対抗戦で、一昨年の秋の大会、昨年の春の大会、秋の大会と3連覇を遂げました。今年度の春の大会も部員一同力を合わせて優勝を目標に頑張られるとのこと。日程が合いましたら応援にお出かけくださると幸いに存じます。

また、各種無料相談も会員の皆様のご協力により順調に実施できていますこと、大変ありがたく御礼申し上げます。本年も支部運営ご協力いただきたくお願い申し上げます。

終わりに、会員の皆様にとりまして今年もご多幸、ご事業の発展をご祈念申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。

目

- ・ 支部長挨拶…浅見達雄…………… 2
- ・ 日本橋税務署長挨拶…谷口正樹…………… 3
- ・ 研究論文
「医業をめぐる経営環境の変化とヘルスケアリート
による新たな資金調達法の考察」…北島亜紀…………… 4

次

- ・ 年男・年女
浅野汎子、滝口利子、土田美子、大石和礼、
吉田邦彦、宮本傑、今井儀徳、木地健介…………… 13
- ・ 各部だより…………… 20
- ・ 支部会員異動のお知らせ…………… 27



年頭のご挨拶

日本橋税務署長 たに ぐち まさ き
谷口 正樹

平成29年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

浅見支部長をはじめ東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政全般に渡り、深いご理解と多大なるご協力を賜っております。誌面をお借りして、改めて厚くお礼申し上げます。

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」とされております。この使命を果たすためには「納税環境の整備」と「適正かつ公平な税務行政の推進」が重要であると考えております。

「納税環境の整備」につきましては、それが直接的に納税者サービスの充実に繋がることから、国税庁においては、e-TaxなどICTを活用した、納税者にとって利便性の高い申告納税・納付手段の普及、充実に積極的に取り組んできております。e-Taxにつきましては、昨年4月から法人税法等による添付書類のイメージデータ送信が、本年1月からは、所得税法等による添付書類のイメージデータ送信が可能となりました。この他、税務・会計ソフトで作成された法人税申告の財務諸表が容易にe-Tax送信できるよう、データ変換プログラムをソフト開発業者に提供するなど、更なる利便性の向上に努めております。

また、昨年末の定例連絡会で取り上げさせていただきました書面添付制度につきましては、税務行政の一層の円滑化等を図ることが期待されておりますとともに、税理士の皆様方に付与された権利の一つでもあります。当該制度の普及・定着を図っていくため、税務署におきましては、引き続き添付書面を申告審理や準備調査等に活用するとともに、添付書面の記載内容に関しては積極的に意見聴取を実施してまいりますので、会員の皆様方には、書面添付を実践していただきますようお願いいたします。

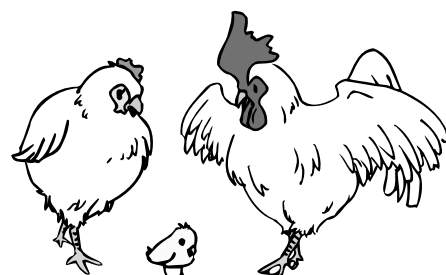
他方、「適正かつ公平な税務行政の推進」につきましましては、適正な申告を行った納税者が不公平

感を抱くことがないように、悪質な納税者には厳正な姿勢で臨むことが求められています。本年度におきましても、引き続き、富裕層やグローバル企業等の国際的な事案、租税回避への対応など、社会経済状況の変化に応じて、柔軟かつ適切に取り組んでいくこととしております。

さて、年も改まり、間もなく平成28年分の所得税、復興特別所得税及び消費税の確定申告の時期を迎えます。日本橋税務署におきましては、平成29年2月14日から3月15日までの間、昨年と同様、麹町署、神田署、京橋署、江東東署、江東西署との6署合同で、中央区築地の東京国税局に申告書作成の合同会場を開設することとしております。交通の便等から、税理士会による「無料申告相談」を利用される方も多いことと思われます。ご担当いただく会員の皆様にはご負担をお掛けしますが、何卒よろしくお願いいたします。

ところで、日本橋税務署の仮庁舎における執務期間については、これまで「平成29年5月頃まで」とお伝えしておりましたが、工事に遅れが生じ、日本橋堀留町の本庁舎における執務開始は、「平成29年9月19日（火）」となる予定です。会員の皆様方には、ご不便をお掛けしますが、引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

結びに当たりまして、新年における東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





医業をめぐる経営環境の変化とヘルスケアリートによる新たな資金調達の考察

きた しま あ き
北 島 亜 紀



はじめに

本稿は、平成28年7月5日に日本税務会計学会 会計部門 研究発表内容を改めて文章として整理、とりまとめを試みたものである。

1. 医業をめぐる経営環境の変化

(1) 人口構造の変化と社会保障、医療・介護需要予測と医業経営

医療、介護、福祉の経営環境は、経済や財政、人口動向などの社会環境と密接にかかわっている。少子高齢化の進行、医療の高度化や技術の進歩による疾病構造の変化により長寿化が進むなか、社会保障費は増加の一途をたどっている。

今後の医療と介護の需要は、医療の伸びに比して、より大きく増加するのは介護の需要であるといわれている。2010年を起点とした医療需要は2025年に11.1%増、介護の需要ピークは2030年に49.7%増¹との予測もあり、これからは75歳以上の機能レベルの低下した虚弱や要介護といった高齢者の生活を支える医療や介護需要が伸びると予測されている。

医療の需要は「入院」と「外来」に分かれるが、なかでも増加するのは入院の需要であり、外来については65歳未満人口が激減していることから、さほど伸びないといわれている。また、増加する入院の需要についても、国の政策による平均在院日数の短縮化により、病床稼働率が低下することが見込まれている。

ところで、医療機関の収益構造は、患者数×単価であり、入院医療にあってはベッド数×稼働率×単価である。稼働率が下がれば収益も下がることからみても、今後医療機関にとっては経営がますます厳しい時代となることが予想される。

(2) 社会保障と税の一体改革

社会情勢の変化にあわせて社会保障の充実・安定化と、安定財源確保、財政の健全化の同時達成

を目指したのが、社会保障と税の一体改革である。平成24年8月に関連8法案が成立し、その後、社会保障制度改革推進法に基づき内閣に社会保障制度改革国民会議が設置され、平成25年8月6日に報告書がとりまとめられた。そして、改革の全体像や進め方を明らかにする法律として、平成25年12月に社会保障プログラム法が公布・施行された²。

社会保障の充実・安定化のための財源としては、消費税の引き上げ分が充てられることとなっており、消費税率は、平成26年4月より8%、平成27年10月より10%へ増税される予定であった。8%への増税は予定通り実施されたが、10%への増税は現在平成31年10月が予定されており、当初より4年の遅れとなる見込みとなっている。このスケジュールの遅れにより、今後、国の財源としても経営環境は予断を許さない状況となっており、今後の改正に合わせた対応が求められる³。

さて、消費税といえば医業経営にとっては、控除対象外消費税の問題が気になるところである。一般的に医療・介護事業においては消費税の申告上、課税売上割合が低いことから、特に大規模な法人にあっては控除対象外消費税の経営インパクトが大きくなるからである。これについては、今後の税制改正における動向にも留意したい。

(3) 医療・介護の提供体制の方向性

社会保障制度改革国民会議報告書には、医療・介護分野における社会保障制度改革の方向性が示されている。

2025年に向けて、国民の医療・介護ニーズに適合するため、急性期から回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまでの機能の分化と強化、「病院完結型」から「地域完結型」への転換、そして地域包括ケアシステムによる医療・介護のネットワークの構築が提言されている⁴。

(4) 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、2025年を目途に、

重度な要介護状態となっても、また医療が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制をいう。

(5) 病床機能報告制度と地域医療構想

都道府県では、平成26年6月に成立した地域医療介護総合確保推進法により、平成27年4月より地域医療構想を策定しているところである。

i 病床機能報告制度

医療機関が、その有する病床で担う医療機能の原状と今後の方向を選択し、病棟単位で医療機能ごと（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）に具体的な医療の内容が明らかとなる事項を都道府県に対して報告することにより、まずは病床の「見える化」を図る⁵。

ii 地域医療構想

都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏毎の各医療機能の将来の必要量を含め、その地域に合った医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進する。

地域医療構想は、都道府県が構想区域（原則として二次医療圏）単位で策定する。将来の医療需要や病床の必要量について、国が示すガイドライン⁶に基づき都道府県が推計し、医療機能ごとに病床の必要量を推計する⁷。

iii 地域医療構想会議

地域医療構想の実現に向けて、それぞれの構想区域ごとに「地域医療構想会議」を開催する。医療機関は相互の協議により機能分化・強化について議論・調整を行う。

iv 地域医療介護総合確保基金

都道府県は、医療機関による自主的な機能分化・連携を図るための財源として、地域医療介護総合確保基金（平成26年度より医療分904億円、平成27年度からはこれに加えて介護分724億円の予算）が設けられている。

自主的な取り組みだけでは機能分化・強化が進まない場合は都道府県知事が、病院の新規開設・増床対応、既存医療機関による医療機能の転換への対応、稼働していない病床の削減の要

請といった一定の役割を発揮する。

このような流れのなかで、団塊世代（昭和22年から24年生まれの第一次ベビーブームの世代）がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年にむけて地域包括ケアシステムの確立が進むなか、各医療機関の経営者は地域のなかでどのような機能を強化し、どのようなポジショニングを担うのか、まさに経営の選択を迫られている。

(6) 医療法改正

今回の医療法改正は、地域包括ケアシステムの更なる推進に向けた地域医療連携推進法人制度の創設と、医療法人制度の見直し、この2つが大きな柱となっており、医療法人制度の見直しのなかでも医療法人のガバナンスの強化は、個々の医療法人経営に大きな影響がある。

医療法人におけるガバナンスは、医療の公共性という性質から、地域における継続的な医療提供のために、健全で透明性のある医業経営が求められるものである。

定款規定等の整備に際しては、今回の医療法改正内容の理解が不可欠である。改正医療法では、多くの規定において「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の規定が準用されているため、当該内容の理解が必要であるとともに、実務的には、先行している会社法の運用状況も参考となるため、併せて確認する必要がある。

また、会計監査の義務付けにあたっては、医療法人会計基準適用上の留意事項や、計算に関する事項について、厚生労働省 医政局通知が平成28年4月20日付で発表されている⁸。

医療法人会計基準の適用開始は平成29年4月2日以後開始する会計年度からであり、3月決算法人にあっては平成31年3月期より適用が開始されるが、平成30年4月1日からの会計年度には適用開始をしている必要がある。事前の準備や体制の構築には時間を要するため、早めの体制構築が必要である⁹。

2. 不動産の証券化について

(1) 不動産証券化の概要

不動産の証券化とは、不動産を運用することにより生ずる利益を投資家に分配することを前提として、不動産を証券に変化させ投資家から資金調達を行う金融手法をいう。

不動産の証券化スキームが生まれた背景は以下のとおりである。

バブル崩壊前には「不動産の時価は必ず上がる」という土地神話に基づき、金融機関は融資を比較的低い基準で実行しており、不動産は財務基盤を安定させるものとして取得・保有していた。

バブル崩壊後、それまで上昇していた不動産の時価は下落の一途をたどり、結果として財務諸表上、価値・実体のない不動産の簿価（取得価額）が計上されるケースも多く出てきたことから融資を行う金融機関の融資条件は厳しくなると同時に企業の資金調達が困難となった。そこで、新たな資金調達手法として、企業自身が保有する不動産に対する投資を小口化して募り資金調達を行い、不動産から得られるキャッシュフローを分配していく、流動化の手法が開発された。このような背景のなか、平成10年9月に施行されたのが、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（旧SPC法）」である。

(2) 法制度の歴史と根拠法

そもそもの証券化の始まりは、昭和62年頃、不動産小口化商品に投資した者の被害が多発したことにより、投資家を保護するため不動産取引を行う事業者規制がなされたことに端を発するといわれている。その後、法制度として平成7年4月に不動産特定共同事業法が施行されたが、ここで規制の対象となったのは、匿名組合理型、任意組合理型の契約である。その後の平成10年9月の『特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（旧SPC法）』が施行されるまでの流れは上記(1)記載の通りである。

以降の法制度の流れについては図－1を参照されたい。

図－1 法制度の流れ

- 平成7年4月
 - ・不動産特定共同事業法施行。
- 平成10年9月
 - ・特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（旧SPC法）施行。
- 平成12年11月
 - ・投資信託及び投資法人に関する法律改正施行。
 - ・資産流動化に関する法律（SPC法）改正。
- 平成15年7月
 - ・投信協会ルール変更によりJ-REITのファンドオブファンズ解禁。
- 平成18年5月
 - ・会社法施行。
- 平成19年9月
 - ・金融商品取引法施行。
- 平成25年12月
 - ・不動産特定共同事業法の一部改正、施行。
- 平成28年3月
 - ・金融商品取引法等の一部改正、施行。

(3) J-REITの時価総額

日本で最初のJ-REITは、平成13年9月、日本ビルファンド投資法人とジャパンリアルエステイト投資法人が上場を果たしたことから始まる。

また、日本で最初のヘルスケアリートは平成26年11月、日本ヘルスケア投資法人の上場である。

平成28年10月末現在、上場REITの時価総額は11.5兆円、銘柄数は56（うちヘルスケアリートは3銘柄）である¹⁰。

J-REIT保有資産の用途別比率、規模は、オフィス45.7%（6.99兆円）、商業施設18.9%（2.88兆円）、

図－2 スキームごとの根拠法

スキーム形態	根拠法
匿名組合（TK）	商法
任意組合（NK）	民法
特定目的会社（TMK）	資産の流動化に関する法律
投資法人（REIT）	投資信託及び投資法人に関する法律
投資事業有限責任組合（LPS）	投資事業有限責任組合契約に関する法律
有限責任事業組合（LLP）	有限責任事業組合契約に関する法律

（出典）不動産証券化ハンドブックより

住宅16.1% (2.46兆円)、物流施設12.3% (0.80兆円)、ホテル5.2% (0.27兆円)、そのほか1.8% (1.8兆円) という構成となっている。

図－3 J-REITの時価総額・上場銘柄数の推移



■日本で初めてのJ-REITの上場
(平成13年9月)

- ・日本ビルファンド投資法人
- ・ジャパンリアルエステイト投資法人

■日本で初めてのヘルスケアリートの上場(平成26年11月)

- ・日本ヘルスケア投資法人

上場REITの市場規模が約12兆円であるのに対して、私募REITの市場規模はその1.2倍の約15兆円とも推計されている¹¹⁾。

日本で最初のJ-REITが上場された後には、相次いでREITの組成がなされた。しかしリーマンショックの後の平成20年10月、ニューシティレジデンス投資法人が民事再生法の手続申請をし、保全命令がでたことを発表(負債総額1,123億円)。これがJ-REITで初めての経営破綻である。その後REITの合併が相次いだことで、上場銘柄、REITの市場規模ともに縮小した時期もあったが、その後再び現在にいたるまで、時価総額、上場銘柄数ともに上昇を続けている。

(4) 不動産の証券化の実態調査

国土交通省のプレスリリース¹²⁾によると、平成27年度の不動産証券化の対象として証券化ビークル等により取得された不動産又は信託受益権の資産額は約5.4兆円、件数は1,069件、他方、証

券化ビークル等が譲渡した資産額は約5.7兆円であった。

図－4 スキーム別 平成27年度 証券化の対象となる不動産の取得・譲渡実績

(単位：兆円)

スキーム別	実物	信託受益権	計
取得			
リート	0.16	1.91	2.07
GK-TKスキーム等	—	2.05	2.05
TMK	0.30	0.81	1.11
不動産特定共同事業	0.14	—	0.14
計	0.60	4.77	5.37
譲渡			
TMK	1.59	1.33	2.92
GK-TKスキーム等	—	2.46	2.46
リート	0.03	0.19	0.22
不動産特定共同事業	0.08	—	0.08
計	1.70	3.98	5.68

(出典) 国土交通省 プレスリリースより筆者加工

平成27年度に取得された資産をスキーム別にみると、リートが約2.07兆円で全体の約38.5%を占めた。

次いで、GK-TKスキーム等が約2.05兆円、TMKが約1.1兆円、不動産特定共同事業が約0.1兆円となった。

(5) 不動産の証券化とは

① SPCとは

Special Purpose Companyの略であり、直訳すると『特別目的会社』。資産の流動化という特別の目的のために設立された会社である。

② 証券化とは

不動産の保有者が、その資産を自社の貸借対照表から分離してSPCに帰属させ、当該資産が生み出すキャッシュフローを裏づけとして、有価証券の形で投資家に取得させる取引をいう。

(6) 証券化のメリット

証券化は一般的に、以下のようなメリットがあるといわれている。

① 財務諸表からのオフバランス

■自己資本比率の増加、■固定比率・固定長期適合率の減少、■総資本利益率の増加 など。

② 不動産所有に伴うリスク分散

■企業の保有する不動産の価格下落リスク

を軽減、■災害（地震や火災など）時における、損害に伴う現状回復費用の回避、■維持管理コストの抑制

③ 資金調達手段

■金融機関のみならず、多様な投資家からの資金調達、■オリジネーターの信用力が低くとも、物件の収益力による資金調達が可能、■スキームにもよるが、保有する不動産の利用継続も可能

(7) 財務諸表からのオフバランスについて

図解すると、以下のようなイメージである。

図-5 財務諸表のオフバランスイメージ

貸借対照表				貸借対照表			
現預金	200	買掛金	80	現預金	200	買掛金	80
売掛金	300	未払金	200	売掛金	300	未払金	200
不動産	1,000	借入金	1,000	その他資産		資本	720
その他資産	500	資本	720				
	2,000		2,000				

○オリジネーターの会計仕訳

① SPCへ不動産売却
(借)現預金1,000/(貸)不動産1,000

② 借入金を返済
(借)借入金1,000/(貸)現預金1,000

SPCの貸借対照表

不動産	1,000	借入金	1,000
現預金		資本	

(8) SPC 組成の際の会計上の論点

不動産実務指針等から、組成予定のスキームが会計上のオフバランス取引に該当するか、また、連結対象となるかについて、検討を行う必要がある。

■資産の売却に係る譲渡価額水準の適正性

■会計上の譲渡取引に該当するか

■SPCはオリジネーター・出資者・債権者等の連結対象子会社となるか

(9) SPC 組成の際の税務上の論点

税法に照らして、スキームの当時者ごとに以下の取り扱いについて検討を行う必要がある。

■SPCから生ずる損益のパススルー（ないしはペイスルー）課税

■対象資産の譲渡が法人税法上の譲渡に該当するか

■消費税、不動産取得税、登録免許税の検討等

(10) 医療機関の資金調達について

医療機関の資金調達手段には、以下のようなものがある。

① 金融機関からの借入

② 福祉医療機構からの借入

従来、医療機関の資金調達といえば、上記の2つが主流であった。

③ 医療機関債

新築・改築・医療機器購入など、資産の取得に必要な資金の借入の際利用できるもので、平成16年2月より発行が始まった。根拠法は平成16年10月の厚労省のガイドラインである。金融商品取引法に規定する有価証券には該当せず、民法上の消費貸借として行う、借入を証する証拠証券をいう。

④ 社会医療法人債

平成18年6月に医療法改正（54条の2）により社会医療法人が認められ、社会医療法人であれば一定要件のもと、社会医療法人債という金融商品取引法上の有価証券の発行が可能となった。

⑤ 診療報酬債権のファクタリング

医療機関が公正な診療報酬請求をしている限り、極めて優良な債権とファクタリング業者に譲渡して資金調達する仕組みである。ただしこれは、将来の現金を先に取得することでもあるため、一度利用を始めるとなかなかやめることができなくなることから、利用にあたっては同時に経営改善も必要である。

⑥ 病院不動産の証券化

病院不動産の証券化自体は、平成15年頃より私募ファンドからの投資として実施されている。各ファンドのIR情報によると、公表されているものだけでも1,000億程度あり、公表されていないものも含めると1,500億程度はあるといわれている。当時の新聞報道によると、組成案件のうち、8割は再生案件であった。

ファンド組成から数年後の顛末について、当時案件に関与した金融機関の担当者からの話によると、①組成当時は経営状況が悪かったが、その後大きく成長をして病院建物をファンドから買い戻しをしたケース、②逆に経営状況の悪化から抜け出せないまま資金の提供者である銀行がSPCに対する債権を外部へ譲渡したケースなど、様々であるという。

病院建物の信用力に基づく資金調達のメリットは、金融機関や公的機関以外からの資金調達ができる可能性である。逆に、幅広い先から資金を調達するには、①医療実態や②経営状況、つまり財務内容を開示しなければならない。

(11) 病院の耐震改修状況調査について

平成28年4月13日発表、厚生労働局からのプ

レスリリースによると、平成27年における病院の耐震改修状況調査の結果は以下のとおりである。

図-6 病院の耐震改修状況調査(27年結果について)

■都道府県別耐震化の状況

(1) 病院の耐震化の状況

順位	都道府県	A	B	耐震化率
上位10位	1 滋賀県	57	51	89.5%
	2 宮城県	141	124	87.9%
	3 静岡県	181	154	85.1%
	4 山梨県	60	49	81.7%
	5 富山県	107	86	80.4%
	6 山形県	68	53	77.9%
	7 群馬県	131	101	77.1%
	8 大分県	157	121	77.1%
	9 島根県	52	40	76.9%
	10 福井県	70	53	75.7%
下位10位	38 和歌山県	86	56	65.1%
	39 福岡県	462	298	64.5%
	40 山口県	147	94	63.9%
	41 熊本県	214	134	62.6%
	42 岡山県	165	102	61.8%
	43 香川県	91	56	61.5%
	44 徳島県	113	69	61.1%
	45 大阪府	516	315	61.0%
	46 福島県	133	80	60.2%
	47 京都府	173	101	58.4%
合計		8,477	5,880	69.4%

(2) 災害拠点病院及び救命救急センター

順位	都道府県	A	B	耐震化率
上位10位	1 山形県	7	7	100%
	2 石川県	10	10	100%
	3 福井県	8	8	100%
	4 滋賀県	10	10	100%
	5 和歌山県	10	10	100%
	6 徳島県	12	12	100%
	7 高知県	12	12	100%
	8 静岡県	22	21	95.5%
	9 熊本県	14	13	92.9%
	10 秋田県	13	12	92.3%
下位10位	38 佐賀県	8	6	75.0%
	39 沖縄県	8	6	75.0%
	40 大阪府	19	14	73.7%
	41 福岡県	25	18	72.0%
	42 山口県	14	10	71.4%
	43 島根県	10	7	70.0%
	44 栃木県	9	6	66.7%
	45 福島県	8	4	50.0%
	46 岡山県	10	5	50.0%
	47 奈良県	7	3	42.9%
合計		712	604	84.8%

(出典) 厚生労働省 医政局地域医療計画課プレスリリースより加工

[平成27年調査結果のポイント]

○病院の耐震化率は、69.4%

(平成26年調査では67.0%)

○このうち、地震発生時の医療拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率は84.8%

(平成26年調査では82.2%)

・調査対象：医療法第1条の5に規定する病院

・調査時点：平成27年9月1日

左の表の見方

A：調査対象病院数

B：全ての建物に耐震性のある病院数

耐震基準は、①昭和56年6月からの新耐震基準の建設建物、ないしは②昭和56年6月以降で、耐震補強工事済みの建物をいう。

平成28年4月、熊本県を中心とした地震の際の新聞報道等によると、熊本市民病院(437床)が倒壊の恐れがあり、一部損壊したのは病院、診療所合わせて234施設とのことであった。

左記の表にもあるように、熊本県の耐震化率は全国平均である69.4%を下回っており、全国の都道府県のうち下位10位に入っている。震災時において、耐震化の遅れが損壊等の被害を拡大した可能性もあるといわれている。

また、熊本県に限らず日本各地で、耐震化に対応していても多くの病院は建替えや大規模修繕を必要としていることから、ここでも多くの潜在的な資金需要が見込まれている。

3. ヘルスケアリートガイドラインの概要

(1) ヘルスケアリートガイドラインが公表されるまで¹³

▶平成24年10月～平成25年3月 国土交通省で検討委員会設置

「ヘルスケア施設供給促進のための不動産証券化手法の活用及び安定利用の確保に関する検討委員会」を国土交通省が設置し、平成25年3月に取りまとめを公表した。

▶平成25年6月 日本再興戦略 閣議決定

▶平成25年11月 第3回産業競争力会議医療・介護等分科会

「国土交通省のヘルスケアリートについてお話しいただいた中で、確かにアメリカと背景は違うというのはそのとおりだが、最終的な目標は病院における資金調達の方策を多様化して、容易に資金調達ができるよう変えていくということであり、準備は確かにいろいろ必要だと思うが、狙っている目標まできちんと実現できるように検討を進めていただきたい。」

▶平成26年6月 高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン検討委員会

国土交通省が、高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを公表。

▶平成27年7月 病院（自治体病院を含む）等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン検討委員会

国土交通省が、病院（自治体病院を含む）等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを公表。

(2) 高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートのガイドラインについて¹⁴

① 目的

高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドラインは、宅地建物取引行法（昭和27年法律第176号）第50条の2等に基づく取引一任代理等の認可申請等の際して整備すべき組織体制を示すとともに、ヘルスケア施設の取引に際し留意すべき事項を示すことを目的としている。

② 概要

○対象施設

- ・ サービス付き高齢者向け住宅
- ・ 有料老人ホーム
- ・ 認知症高齢者グループホーム

○適用時期

平成26年7月1日

（現にヘルスケア施設を運用対象としている資産運用会社は平成26年10月1日、当該資産運用会社が新たなヘルスケア施設の取得を行う場合はその取得の日）

○資産運用会社が整備すべき組織体制（認可要件）

次のいずれかにより、ヘルスケア施設の事

業特性を十分に理解している者を配属又は関与させること。

- a. 一定の経験を有する重要な使用人の配置
- b. 外部専門家からの助言
- c. 投資委員会等への外部専門家の配置等

○ヘルスケア施設の取引に際し留意すべき事項

◇利用者への配慮事項

- ・ ヘルスケアリートの仕組みの周知
- ・ ヘルスケア施設の適切な運営に係る関係法令や通知等の確認、及び行政指導等への対応確保

◇その他

- ・ オペレータとの信頼関係の構築及び運営状況の把握
- ・ 情報の収集及び開示

○取引一任代理等の認可申請等における業務方法書への記載事項

◇利用者の安心感の確保

◇ヘルスケア施設の取引等への専門家等の関与方法

(3) 病院等を対象とするヘルスケアリートのガイドラインについて¹⁵

① 目的

病院不動産を対象とするリートに係るガイドラインは、宅地建物取引行法（昭和27年法律第176号）第50条の2等に基づく取引一任代理等の認可申請書等の際して整備すべき組織体制を示すとともに、病院関係者との信頼関係の構築、医療法等の規定及びこれに関連する通知の遵守等を示すことを目的としている。

② 概要

○対象とする不動産

医療法第1条の5第1項に規定する病院の用に供されている不動産

○適用時期

平成27年7月1日

○資産運用会社が整備すべき組織体制（認可要件）

次のいずれかにより、専門家を配置又は関与させること。

- a. 一定の経験を有する重要な使用人の配置

病院不動産への投資業務、融資業務、デューディリジェンス業務若しくは不動産鑑定評価業務、病院開設者への融資業務若しくはデューディリジェンス業務、又は病院運営業務（以下「病院不動産への投資業務等」という。）の経験等により、医療の非営利性並びに病院開設者以外の者が経営に関与することはできないということ（以下「病院の事業特性等」という。）を十分に理解し、病院関係者と調整を行うことができる専門的な能力を有する者が重要な使用人として配置された体制であること。

b. 外部専門家からの助言

c. 投資委員会等への外部専門家の配置等

○病院関係者との信頼関係の構築等

◇病院関係者との信頼関係の構築

◇医療法等の規定及びこれに関連する通知の遵守

◇医療法等の規定及びこれに関連する通知の遵守の確認等

a. 事前の確認及び医療法等の規定又はこれに関連する通知の照会のための相談
資産運用会社の役員並びに投資運用の責任者及び担当者は、病院不動産を対象とするリートの活用にあたり、病院開設者が医療法等の規定又はこれに関連する通知を遵守する旨を確認すること。

また、病院不動産の取引に際して、資産運用会社は、病院関係者との信頼関係を構築するため、医療法等の規定又はこれに関連する通知並びに医療計画に適合しているか明らかでない場合は、国土交通省又は都道府県等（厚生労働省等）に事前に相談すること。

b. 賃料不払い等の場合の対応

正当な理由なく病院開設者が賃料を支払うことができなくなる等の場合は、資産運用会社は、国土交通省に連絡すること。

○取引一任代理等の認可申請等における業務方法書への記載事項

◇病院関係者との信頼関係の構築等

◇病院不動産の取引等への専門家の関与方法

(4) ヘルスケアリートの魅力

ヘルスケアリートは国の政策として、医療機関や介護事業者にとっての新たな資金調達の担い手として期待が寄せられているところであるが、組成にあたっては投資家、病院、双方の視点で魅力と懸念がある。

① 投資家からの視点としては、概ね以下のように分析できると思われる。

■魅力

- ✓ 高齢化の進展に伴い、ヘルスケア施設を充足させることは課題であり、また需要が見込める。
- ✓ 例えば高齢化住宅の場合、景気如何にかかわらず安定的なニーズ見込みがあるという、投資対象としての安定性の観点で、魅力がある。
- ✓ 新たな投資のチャンスととらえ、積極展開を検討している大手運用会社も存在している。
- ✓ 社会貢献としての意義。
- ✓ 地主に対する不動産活用の提案

■懸念

- ✓ 高齢者住宅や、病院を投資対象としてよいのかという戸惑い
- ✓ ガイドラインに記載する『医療の特性を十分に理解した専門家の配置』義務について、どのような者が専門家として定義されているのかが不明であること。
- ✓ 診療報酬改定や介護報酬改定に左右される（だから安定という見方も他方で存在）。
- ✓ 病院不動産の評価方法が確立されていないこと。

② 病院からの目線としては、概ね以下のように分析できると思われる。

■魅力

- ✓ リートに病院不動産を売却することで、病院建設者が負担した初期投資費用を早期に回収することができる。
- ✓ 資金調達手段が多様化する。
- ✓ 借入金の借り換えリスク（金利上昇時）がなくなる。
- ✓ 長期固定賃料で不動産支出額が安定する。
- ✓ 理事長の連帯保証が不要になる可能性が高い。

- ✓ 不動産管理をリート（資産運用会社、不動産管理会社）が対応、病院運営に集中できる。
- ✓ 計画的な修繕、大規模改修の実施が可能となる。

■懸念

- ✓ リートが求める賃料（近隣相場の賃料）と借入金の返済条件如何で、不動産関連費用が多額になる可能性がある。
- ✓ 運営する病院が1つである場合は、担保資産を失う可能性がある。
- ✓ 財務諸表や組織運営情報等の開示を求められる可能性がある。
- ✓ リートが病院不動産をいつか売却し、大家が変わる可能性がある。
- ✓ 病院運営者の賃料が未払になると、病院運営について協議する可能性がある。
- ✓ 病院運営者が想定する不動産・設備投資計画について、大家であるリーートの事前承認が必要となる。

4. 医業をめぐる経営環境の変化とヘルスケアリート

○ これまでのポイントをまとめると…

■少子高齢化の進行と人口減少社会の到来は医業経営と密接な関係があり、社会保障費の財源問題を解決するためには、地域包括ケアシステムの確立が必要。医業経営者は地域のなかで機能分化・強化を図りポジショニングを確立する必要に迫られている。

■社会保障費の財源解決策のひとつが社会保障と税の一体改革である。そこで消費増税分はすべて社会保障に充てる予定となっていた。

■その一方で消費増税時には、特に大規模法人については消費増税による控除対象外消費税の負担が大きくなることが想定されることから今後の税制改正に注目したい。

■医業経営の安定継続、医療機関の機能分化・強化にあたっては、設備投資や修繕・改修、耐震対策のための資金が必要となる。

■そのような背景のなか、新たな資金調達手段として注目されているのがヘルスケアリート。

■リート組成にあたっては、投資家、病院、双方の利害が一致する必要がある。

組成の際には証券化に関わる関係者、専門家に

かかるコストや金融コスト等が必要となることから、一定のファンド規模でなければ双方のメリットが見いだせず成立しない。

■したがって、この制度をより活かすためには、医療機関・介護事業者・投資家それぞれの視点から、使いやすい制度にしていくことが必要であると考ええる。

(脚注)

- 1 日本再興戦略の医療・介護分野に係るヒアリング（平成25年10月3日） 国際医療福祉大学大学院 高橋泰教授提出資料
- 2 内閣官房 ホームページ「社会保障と税の一体改革」
- 3 月刊税理 平成28年11月号「特集：Q & Aから読み解く 医療・介護・福祉の消費税実務」論点整理より
- 4 平成25年8月6日 社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～
- 5 厚生労働省 ホームページ「病床機能報告制度について」
- 6 平成27年3月31日付 各都道府県知事宛、厚生労働省医政局通知
- 7 厚生労働省 医政局資料「地域医療構想について」
- 8 平成28年4月20日（医政発0420第5号）「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」、平成28年4月20日（医政発0420第7号）「医療法人の計算に関する事項について」
- 9 月刊税理 平成28年11月号「特集：Q & Aから読み解く 医療・介護・福祉の消費税実務」論点整理より
- 10 一般社団法人不動産証券化協会 ARES J－REIT REPORTより
- 11 ARES調べによる。
- 12 平成28年5月27日、国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課 プレスリリース
- 13～15 国土交通省公表資料

2017 新春随想 年男年女



過ぎ来し方を 振り返って

あさ の ひろ こ
浅 野 汎 子

新年おめでとうございます。

私にとりましては、最後の（年女）寄稿と思われます。

戦前・戦中・戦後・繁栄の変化をつぶさに見ることが出来た世代であり、既に戦争を知らない世代が殆どの今、何か一助になることがあれば幸いです。

【父との思い出】

私は東京生まれですが、近くには旧古川邸があり、森では梟が鳴く大川邸、細い坂を隔てて、米国人創設のミッションスクールの広大な運動場そして築山の上の白亜の校舎とスチーム暖房のため煙突が聳え建つ緑濃い豊かな環境で過ごしました。

父は当時、立川の練兵場で教官をしていたと聞いています。膝までの長靴、長い軍刀、将校マント姿の長身の父は子供心にも誇らしくとても自慢でした。

この頃は、学校の無い土曜日には、妹と二人で玄関の格子戸の前で父の帰りを待ち、六義園へ行くのが常であり、休日には一家で奥多摩や村山貯水地、王子にある名主の滝などへハイキング。またある夏には勝浦の浜辺の庄屋さんの一室を借り切つての海遊びなど、当時としては家族で出かける機会が多く、父との楽しい記憶があります。

これらのことは、いずれ戦争が始まり、早く別れることになるかもしれない父の私たちへのせめてもの思い出作りだったのでしょう。

【開戦】

ほどなく開戦となり、それからまもなくすると食料・衣類等の全てが配給制となりました。開戦の翌年には、子供達が遊んでいる時、ブーン・ブーンと低い音に空を見上げたとき、何の前触れもなく巨大な真っ黒い飛行機が飛来し、煙突スレスレの低空で飛び去り、後から空襲警報が鳴り

ました。これはアメリカ軍が今後の本土攻撃を見越して、上空から地形や、建築物を写真撮影したもので言われています。このことが、幸いしたのでしょうか、私たちが住んでいた高台には一発の焼夷弾も落とさなかったと思っています。

【学童疎開】

しかし、戦争が激しさを増し、いよいよ学童疎開が始まりました。当時の滝野川区は2万8千人の児童が学校引率のもと群馬県中之条町四万温泉の各旅館に分宿することとなりました。私達の第七小は地域でも最も格式のある旅館に宿泊することになりました。

そこは現在もテレビ等で紹介される程、ステンドグラスが有名な高級旅館でした。

【食料不足】

やがて、食料不足が深刻になり食事時には先生の指導で米粒5粒～10粒を50回噛んでから飲み込むように指示を受けました。

ある時は、友人の足が萎え動けなくなり、駆け付けた父親に背負われて東京に帰って行きました。（後日談：医師は一目見るなり栄養失調だから食事を与えるようにとおっしゃったそうです）

私は源泉のお湯を飲みお腹を満たそうとしたり、野山に自生する柔らかそうな葉を噛んでみたりもしました。

6年男子だけは別のお寺に宿泊で、そこでは優先して配給があり、本当の食料不足ではないのだということが分かりました。

また、ある日、本館と並行して建っていた山荘の渡り廊下から、軍人さんがこちらを手招きしていました。不思議に思っに行きましたらお部屋に案内され、お櫃に一杯の白米が入っていて、お友達も呼んで食べるように言ってくださいました。かように食料の亡者の如き有様でした。

4月のある日、校長先生から沖縄戦では子供も戦っていると話を聞かされ、「私にも竹槍を下さい」「きっと憎き米英を突き刺してみせます」と思ったものです。これが当時の一般的な小学6年女子の真意です。洗脳とはこの様なことを言うのか、今紛争地にいる子供達を考えると心が痛みます。

この戦争時の体験が私を強くしました。

【終戦】

8月15日のラジオは雑音がひどく子供にはなかなか聞き取れませんでした。しかし、女の先生の悲鳴のような泣き声で私も終戦を知りました。疎開先では翌日から食べきれないほどのご飯が出てきました。

戦争中は、国家へ忠誠を説いていた先生方も翌日から英語の勉強を始めていました。

1年4ヶ月ぶりに東京に戻ると、黒く焼け残った大黒柱であったと思われるものが、ニュキニュキと立つ、一面の焼け野原でした。

その年の秋、公報により大好きな父が硫島玉砕で戦死したことを知ります。

東京へ戻ってから、外地から引き上げてきた復員兵が発行した小冊子を読む機会があり、そこには、原爆被災者の悲惨さなど、戦時中に聞かされていた大本営発表との格差に驚き、大人たちへの不信感は募るばかりでした。

【戦後】

翌年、かねて希望していたミッションスクールに入学することができ、勉強に音楽に運動にと、それまでで一番充実した日を送ることとなりますが、やがて父を失ったが為の苦労の日々始まり、幼い妹と弟の為、私は学業を諦め働くことになりました。戦争のお蔭で貧乏クジを引いたとずうっと思っていました。

女学校卒業後の就職先は、当時日本一と言われた種苗会社に決まり、英文タイプを習い、貿易事務等にも携わることになりました。当時は輸出申請書も1枚しかもらえず3枚複写の間にカーボン紙を入れて打つため、ズレないように2行ごとに調節が必要であり、現在の簡素化された書類やパソコン利用による手続きとは、雲泥の差があります。

その後、社長が参議院選挙に立候補し当選。支店長が第一秘書官、私は議会のある間は会館に通い詰めたりして、本当に多くの事を学ぶことが出来ました。選挙があるたびウグイス嬢として多くの議員さんに駆り出され、そのお礼は自分ではとても手の出せないようなご馳走の数々。これは楽しい思い出でした。

これらの経験が30年後に花開くとはその時は思いもしませんでした。

【最後に】

私は35才から簿記の勉強を始め、税理士としてのスタートも決して早くはありませんでした。しかし今、過ぎし日を振り返ってみますと、良い人生だったと思っています。

9歳のある日、父に、「お母さんは小さく歩けれど、汜子ちゃんが大人になったら男の人と同じように大股で歩いて行きなさい」と言われたことがありました。父方の祖母は教師をしていたそうで、女性が社会で活躍するのが当たり前の世の中がくと思っていたのでしょうか。父は今の私をどの様に評価してくれるかしら。



半生を 振り返ってみました

たき ぐち とし こ
滝口 利子

積みあがった書類を整理していたらこの原稿依頼を発見した。そういえば、担当の人から電話を頂いていたのにすっかり忘れていて、期限ぎりぎりで見つけ出した有様です。ずいぶんと自分らしいと納得。税理士は、30年以上やってきました。その顛末は、整理しないといけなことが机の上に、しかも1つの机では足りず、書類はよくも崩れないと感心するほどで、とうとうそれに手を付けることにした。せっかく読んでいただくのだから、自分の半生を振り返ってみたいと思う。

私は、人と交わるのは苦手で、体育もできないから、比較的自主的に勉強をやってきました。だれでも普通能力があり、人よりも時間をかければ、そこそこのことになるもので、ただ、決して、頭のいい方ではないことは、自覚している。仕事では、集客は全くできないのだが、幸いにも社交的な夫がいて、食べていけるくらいの顧客の確保に協力してくれた。(自分で食べていくというのが重要で一度たりとも養われようと考えたことはない。だれにも遠慮なくお金が使えるからである。)小さいながらも、職員さんがいるので、私は考えることがオーバーだから、相手にはいい迷惑かもしれないけれど、一生何とか食べていけるようにと考える。そして、根が真面目なので、いつでもプロだからと、それなりに取り組んできた。しかし、昔のことはあまり覚えていないので、どんな

いいことをしたのかは判然としない。

アカデミックという言葉に弱く、周りに大学院を卒業した人がいると、大学院に行きたくなり、8年前に修士になることができた。そして、またしばらくすると、東京税理士会の公募で、田近先生のもとに成城大学の大学院を科目履修させてもらっている。今回はピケティに帰依して、純資産税（富裕税）の導入について論文を書いている。どうも理想主義に傾いてしまう。顧問税理士が富裕層には、富裕税を払ってもらいましょう、などと論文を書いていたら、クライアントはどう思うだろう、と少しビクビクしている。

会務では、現在、東京税理士会の調査研究部で税制改正の意見書の作成に携わっている。これがとても勉強になる。担当は地方税で、最初は何をしていいかわからなかったし、関心もなかった。たまたま、就任と同時に、日税連の公開研究討論会の研究員になって、地方財政を担当した。当初は、財政学を税理士がやるなどおこがましいと思っていたのだが、やはり根が真面目なので、財政学の教科書を何冊も読んだ。地方税は、地方財政が理解できると、少し身近になる。お陰様でとてもいい経験をさせてもらっている。

最後に、これからのことを少し書いてみる。本位ではなかったが、税理士になれたお蔭で今の自分がある。これを続けていくには、相当努力をしないといけないと追いつかない。でも、きつと思う。しかし、やはりやりたいことがあった。本当は、獣医なのだがとても無理なので、せいぜい、ドッグ・トレーナーに挑戦したい。心理学は昔の杵柄なので、これと融合させてドッグ・セラピーができたらと思っている。ずっとできると信じていたら、絶対できるようになると、昔思っていたことを思い出した。



ご 縁

つち だ よし こ
土 田 美 子

明けましておめでとうございます。

平成27年の夏に本所支部から日本橋支部へ移って参りました。まだ1年半足らずの間ですが多くの先生方に大変お世話になりました。この場をお

借りして心よりお礼を申し上げます。

今回原稿のご依頼を頂き、テーマが年女という事で最初は年がバレちゃうじゃないとお断りしていたのですが、区切りの年を迎えるにあたり、何故今税理士をしているのかと自分の半生を振り返ってみることにしました。

「簿記との縁」

学生時代までは簿記のボの字も知らず、就職した会社の経理課で初めて触れた世界です。上司に基礎の基礎から教えて頂きました。まだパソコンが普及する前で、ソフトウェアの会社でありながら手書きの伝票・帳簿で、試算表の集計も電卓を叩いている時代です。貸借が合わず四苦八苦しつつピタッと数字が合ったときの爽快感を覚えています。多分数字をいじることは嫌いではなかったのですね。今はパソコンでそんな苦労もありません。

「顧問税理士の先生とのご縁」

実家の家業を法人化したためどんぶり勘定だった経理をきちんとしなければならなくなり、ほぼ強制的に退職させられて実家に戻り、ここで顧問税理士の先生とのお付き合いが始まりました。

以前は記帳のみの気楽な一事務員でしたが、今度は会計・財務・税務すべてを一人でこなさなければならぬ零細企業。色々ご指導を受け、税理士という仕事にも興味湧いてはありましたが、この時点ではまさか自分なろうとは思っていませんでした。

でも今はこの時の経験が役に立っています。

「受験勉強との縁」

夫の仕事の関係で会社を弟夫婦に任せ家業から一切手を引いたものの、時間を持て余し某税理士事務所へ勤め始めました。その事務所に二人の受験生がいて勉強している姿を見ながら、何となく自分も受けてみようかなとの軽い気持ちで始めた為、最初の半年で挫折しそうになりました。何しろ学生時代から勉強嫌いで友人のおかげで卒業出来た様な私でしたから。

ここでは受験仲間が支えとなり、挫けそうな時に励まされ何とか合格まで辿り着くことが出来ました。今でもこの頃の仲間とは時々集まっています。

「日本橋支部とのご縁」

以前の事務所から独立をすることになった日に偶然にも日本橋支部の先生方との勉強会がありま

した。独立が決まった事を伝え、事務所をどうしようかなというところから現在の部屋を貸して下さるという流れになり、周りも呆れる程あれよあれよという間の出来事です。

本所支部の頃から月に1度の勉強会に参加させて頂きお知り合いの先生も多い支部で、移ることに迷いはありませんでした。本当に良いご縁だったと思います。

こうして振り返ってみたら、流れに任せながらもターニングポイントや苦しい時にはいつも誰かに手を差し伸べて頂いていました。嫌々ながら書き始めた原稿ですが、仕事の縁、人とのご縁に恵まれてここまで来ている幸せに気が付き、今回はいつの間にか忘れかけていた感謝の気持ちを思い出す良い機会になりました。ありがとうございました。

最後に皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。本年もどうぞよろしくお願い致します。



『人との出会い』

おお いし かず ひろ
大石 和礼

日本橋支部のみなさま、新年明けましておめでとうございます。このたびは酉年の「年男」ということで原稿執筆のお話を頂きました。平成16年6月に税理士登録して12年と半年あまり、平成20年4月に独立開業してもうすぐ満9年になります。長いようで、気がつけば「あっ」というまの時間でした。何を書こうかと迷ったのですが、今回は私の現在に至るまでの思い出を地元のつながりとかからめて書いてみようと思います。

私の地元、谷中には小さな飲み屋横丁があります。そのうちの一軒はマスターと年も近く、気が合ったこともあり、修業時代からよく通っていました。独立開業する頃、その店の関与税理士が老齢のため廃業するというので私のお客さんの第1号になってくれたのが、その店に「どっぷり」嵌まる切っ掛けとなりました。終戦直後からの古い木造飲み屋横丁で人生のベテラン客が多い中、その店は珍しく若手の同世代が集まり、学生時代の「部室」のような雰囲気を持ち、あそこに行けば誰かに会える、と近所の独身者の溜まり場で、和気あいあ

いと楽しく飲んでおりました。

あるとき温泉の話から、「じゃあ行きましょうか」となり私が幹事に。マスターを含む5人で一泊旅行に行ったのが約10年前。それがあまりに楽しく、ことあるごとに店で話題に上がる。すると他の常連たちも「私も行きたい」となり参加希望者は年々増加、温泉ツアーは恒例となって昨年秋には第11回を催行、参加者も車2台で12名になりました。

普通、飲み屋で聞こえてくる話はというと、職場の愚痴や上司の悪口が大半。ところがこの店の常連たちは仕事の話は一切しない。聞かれれば答えるけど自分からは話さない。まあ、一人客同士だから他所の会社の話を聞かされてもしょうがないというところもあるのだろーと思います。却ってそれが店に良い雰囲気を作ります。

またどういうわけかイベント好きが多く、常連客達が次々と企画します。春は花見会、秋はBBQ大会。夏は開店記念で、店主を招待してのパーティー等々。ある時、楽器演奏を趣味とする方が多いと判り、明大ジャズ研OBの常連が「文化祭」を企画。近くのライブハウスを借り切ったの持ち寄り演奏会。これも恒例となり年3回のペースでもう十数回開催。元ジャズ研、昔バンドやってた、音楽業界にいる、はてはオケの団員も。参加者の楽器はギターやベースといった一般的なものから金管・木管等クラシック、変わったものでは三線とバラエティ20数種に富み、私もつられて3年前からトロンボーンを始めました。

大手チェーン居酒屋と違って個人営業の飲み屋には、勉強のためでしょうか、自分も脱サラして開業しようという人達もけっこう来ます。常連の中には本当に脱サラして店を始めた人達もいて、マスターの紹介というか、常連同士で気心知れているので私がそれを見る。しばらくするとその店でもまた同じことが起こり、それも私が見る。と谷中の店の常連客増加とともに、私の仕事もまた少しずつ広がります。

よい店、よいマスターに巡り会い、よい常連、そしてよい友達に恵まれ、よい時間を過ごしてきました。

今年もよい年になりますように。



「我ながら 上出来な12年間」

よし だ くに ひこ
吉田 邦彦

子丑寅卯辰巳…、小学校低学年の頃干支の数え方を祖母から教わり、意味も分からず何度も繰り返し口ずさんでいた記憶がある。一瞬で口ずさめる干支だが実際の12年間はとてつもなく永い時間である。

良い機会なので12年間を振り返ってみた。

前年の途中に勤務していた事務所を退職した実質独立1年目である平成17年（酉年）の3月、吉田事務所に初めての売上が計上された。確定申告作成報酬15万円。生涯忘れる事のない売上である。その年の売上げの合計金額が15万円であった事が、その記憶をより鮮明にしている。蓄えが底をつきかけ何かを変えるために一念発起をした。公庫からお金を借りて、自宅兼用事務所から茅場町に事務所を移転した。8坪8万円の事務所に、机を3つと大きなキャビネットを3つ備えた。スタッフを雇い、キャビネットをお客様の書類でいっぱいにするという決意を表した。現在、多くの出会いのお陰で、何とか「順調」と言える程度には仕事をさせて頂いている。

茅場町に事務所を構えた翌年、野球部に入部させて頂いた。野球部との出会いは、この12年間の出会いの中で最も大きな出会いの一つである。当時の野球部はお世辞にも強いとは言えないチームであったが、野球とお酒が大好きな仲間が集う居心地の良いチームであった。恐らくどのチームよりも多くの練習をして、どのチームよりも多くのお酒を飲みながら野球談議を重ねた日本橋野球部は、今では本大会3連覇中の常勝軍団となった。野球部の仲間と野球をしてお酒を飲めば、全てがリセットされて明日への活力が養われるのである。

少し巻き戻るが、野球部に加入したその年、第一ブロックリーグ戦の最中に右膝の前十字靭帯と後十字靭帯の両方を同時に断裂するという怪我をしてしまった。医者曰く、交通事故でもない限り前十字靭帯と後十字靭帯を同時に断裂する事はないとの事。大怪我であった。靭帯の再建手術のため野球は暫くお休みした。怪我をしたその年に今

の妻と出会った。出会った当時、右膝に仰々しい装具を装着して脚を引きずって歩く僕の姿を妻が見て、「可愛そうな人」だと同情をしてくれたそうである。やがて同情が愛情に変わったそうなので、妻と結ばれたのは日本橋野球部のお陰と言えるかもしれない（笑）。結婚式には野球部全員に参加して頂いた。披露宴で、大きな円陣を組み僕ら夫婦にエールを送って頂いた時は涙が出た。おかげ様で二人の子供に恵まれて騒々しいが温かい毎日を送っている。

平成28年8月6日。荒川の土手沿いの野球場で家族が応援をしてくれる中、はりきって野球をしていた際、今度は左膝の前十字靭帯を断裂する怪我をしてしまった。膝の靭帯は日常生活において特に必要はないそうであるが、スポーツ復帰には再建手術が必要である。プロのスポーツ選手なら、両膝の前十字靭帯を断裂した場合間違いなく引退するであろう。しかし僕はプロの選手ではないのである。アマチュアの世界に引退の文字はなく、野球に復帰するため迷わず再建手術をした。前回の手術の際は独身で、事務所のスタッフはゼロ、背負うものではなく気楽なものであったが、この12年間で状況は大きく変わった。家族ができ、事務所にはスタッフがいる。責任が増えた分やり甲斐も増えた。

まあ、我ながら上出来な12年間であったと思う。

さて、振り返るのはここまでである。今年から始まる新たな12年をどのように生きるか。まずは今年一年をどのように生きるか。仕事の上での目標は心に秘めるとして、当面の目標は走れるようになる事である。続いて全力で野球をできるような体を取り戻し、常勝軍団となった日本橋野球部においてレギュラーをとる事を目標とする。両膝の靭帯を再建した48歳になる年男がレギュラーをとり、大会で大活躍をしてMVPを獲得するという感動ストーリーが、既に頭の中ではできている（笑）。そして、日本橋支部で野球をさせて頂ける事に感謝をして、支部のお役にたてるよう支部長はじめ幹事の皆様に微力ながら協力をしていこうと思う。

最後に、干支の数え方を教えてくれた祖母は97歳になる今も健在である。12年後、60歳になった僕が109歳になる祖母に対し、これから始まる12年間を振り返り思い出話ができればいいなと

思う。楽しい思い出話ができるよう、一生懸命に生きると心に誓う。



酉（鶏）にちなんで

みやもと すぐる
宮本 傑

本稿を記している本日、気が付けば2016年師走。年があげれば36歳になる酉年年男である。寄稿にあたり、改めて酉（鶏）にかかわる四字熟語を調べてみたのでいくつか挙げてみることにする。

鶏口牛後一けいこうぎゅうごー：「寧ろ鶏口と為るも牛後と為る勿れ」の略。大組織の末端にいるより、小組織でも先頭に立つほうがよいというたとえ（類義語は「鶏尸牛従一けいしぎゅうそうー」）

鶏群一鶴一けいぐん（の）いっかくー：凡庸な人々の中にいる、一人だけ傑出した優秀な人物。「鶏群」は鶏の群れで、これといった取り柄のない人々の集まりの意。「一鶴」は一羽の鶴で、秀でた人、目立つ人の意。（類義語には「鶏群孤鶴一けいぐんこかくー」）

鶏鳴狗盗一けいめいくとうー：卑しい特技や技能、それを持つ人。またくだらない技能や人でも使い道があるということ。「鶏鳴」は鶏の鳴き真似、「狗盗」は狗（いぬ）の真似をして盗みを働くという意味。

改めて眺めてみると、それぞれの熟語の中の「鶏」という言葉自体は、あまり良い意味では用いられていないように思える。（四字熟語全体としてみれば、その限りではないが。）

転じて、干支の「酉」の意味について調べてみる。酉という漢字は一説によると、元々は酒つぼを描いたもので、「酒」に関する字に使われてきたという。収穫した作物から酒を抽出するという意味や、収穫できる状態であることから「果実が極限まで成熟した状態」を表しているとされている。そこから、酉年は一般的に商売繁盛の年ともいわれているようだ。（ちなみに、お祭りに「酉の市」というのがあるが、これは商売の神様を祭るお祭りだとされ、熊手を買い求めて商売繁盛を願う人たちが溢れている。東京では11月に行われる浅草の鷺神社や新宿の花園神社での酉の市が有名であり、御

朱印集めが専らの趣味である私自身一度行ってみたい神社である。）

年賀状では酉年というと「鶏」の絵が印刷されているものが多いが、「鶏」と「酉」とで随分とイメージが違うものだと今回調べていて気付いた。今年の年賀状には「鶏」の絵柄ではなく「酒」の絵柄にしてみるのも一興かと考えを巡らせている。

さて、来たる2017年。世界を見渡して大きなイベント（私見である）といえ、アメリカ第45代大統領ドナルド・トランプの誕生である。ご存知のとおり不動産王として名を馳せた彼が、アメリカ経済、ひいては世界経済をどういう方向に導いていくのか。不動産の世界では鶏群一鶴となった彼が、4年後に鶏鳴狗盗と評されることのないよう期待するところである。

最後に私個人としての抱負も記載させていただきたい。2017年私自身としての大きなイベントは第二子の誕生（予定）である。私と同じ酉年だが三周り違う。この新しく産まれる命をどう導いていくか、父親としての大きな課題であり楽しみである。まずは元気に産まれてきてくれること。そして、個人的な想いとしては、鶏群一鶴も大事かもしれないが、むしろ鶏口牛後の気構えも説いていきたい。そんな想いを新たに2017年をスタートする。



次回の節目に向けて

税理士法人エーピーエス

いま い よし のり
今井 儀 徳

この寄稿をお読みの皆様、新年あけましておめでとうございます。

平成29年は年男となりますので、今回原稿執筆のお話を頂戴しました。

以下、拙い文章で甚だ恐縮ですが最後までお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

さて、私は今年の8月で36歳となります。現在の日本人男性の平均寿命が80歳前後となりますので、もうすぐ私の人生も折り返し地点に差し掛かろうとしています。ふとこの原稿を目の前にし、今までの人生を振り返ると至らない点ばかりは簡単に溢れでるのですが、人様に誇れるもの、自慢できることは中々思い浮かばない自分自身に忸怩たる思いで一杯です。

思い返しますと年男のような節目の年に限らず毎年元旦には今年の目標はこうしよう、ああしようという誓いを立てるのですが、一月たち、二月たち、徐々に新年の思いが薄れていき、三月が経過する頃には最早元旦に何を誓ったかさえ思い返すことが困難となる年もあります。そのような今までを反省しつつ、一つの節目を迎えるに当たり、この十二年間を大まかに振り返りたいと思います。

十二年前となると私は24歳となる年でした。当時の私は税理士試験の真只中でした。私の生まれ育った実家は自営業というわけではなく私自身、税理士とは縁もゆかりもない中で生活をしていましたが、当時は俗にいう就職氷河期ということもあり、自分自身何か資格を身につけなければ今後食べていけないのではないかと思います、この税理士試験を受け始めることとしました。今思い返すと税理士会の諸先輩方には失礼な話であり、大変恐縮ではありますが、当時の私は資格さえ取れば食べる分には困らないだろうという理由からこの試験を受け始めました。受験当初は試験勉強が上手いかず、本当にこの資格試験を達成することができるのか不安の毎日でした。受験勉強をしている時は、元旦には一日〇時間以上勉強をする、今年は〇科目以上必ず合格するといったことを毎年誓っていましたが、正直なところ達成はできていませんでした。

その後は実務の世界に身を置くこととなるわけですが、最初のうちは右も左もわからず、随分とお客様や上司、同僚等々に迷惑をかけてしまいました。自分の中では試験勉強により税法の知識は身に着けたつもりでいたのですが、生半可な知識でしかなく、実際の実務の現場においてまったく通用せず愕然とした思いでございました。思い返してみますと至らない点ばかりであった当時の私をフォローしてくださった周りの方々には今でも感謝の気持ちで一杯です。

その後は現在に至るまで毎日を夢中で過ごしてきましたが、当時の自分と比べていかほどの成長をしてきたのか。中々自身の理想と思う税理士像に辿り着けないものだとこの原稿を前にして痛感しております。

中国の有名な漢詩に以下のようなフレーズがあります。

【少年老い易く学成り難し 一寸の光陰軽んずべからず】

既に少年と自称するには無理のある年齢となつてしまいましたが、上記の漢詩を常に念頭に置き、日々少しずつでも精進を重ねて次回の年男となる年にはもう少し誇れるものを増やしていきたいと思います。

本年も皆様にとって良い年となりますように心よりお祈り申し上げます。



次なる酉年を見すえて

き じ けん すけ
木 地 健 介

新年明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。

私が、会計業界に入ったのもちょうど大学を卒業した12年前の酉年でした。当時はスマートフォンがまだ普及しておらず、また、今話題の現東京都知事で小池元環境大臣による流行語も受賞したクールビズの提唱、そして郵政民営化を公約に掲げた衆議院解散が行われるなど、今では当然となっていることも当時はまだ始まったばかりでこの12年間、大きな変化を遂げました。

社会は、情報技術の発達により、加速度的な変化をしています。企業は、様々な技術を取り入れ業務を効率化し、また、従来の勘と経験だけではなく顧客のニーズを的確にとらえたマーケティングを行い、売上を伸ばしています。

しかし、税理士業界はこの12年どのように変化したのでしょうか。ここ最近、新しい仕組みの会計ソフトが出たり、電子保存が拡大されたりするなどの変化をしていますが、顧問先に提供するサービスや業務の行い方では経済社会の変化に追いついておらず、自分への反省も含め全体として遅れているのではないかと感じます。

そのためか、AI (artificial intelligence 人工知能) が普及すると無くなる職業として、税理士は必ずと言っていいほど話題に採り上げられます。このように採り上げられるのは悔しいことですが、これは、税理士が単なる作業の下請けをしていると思われているからではないでしょうか。

税理士は、顧問先では作れない専門的で難解な書類作成を代行し、国家の基礎である税収に関する業務を行い、社長の一番身近な存在で経営のサ

ポートができる素晴らしい仕事であります。ただ、上記でも述べたように世間ではそう思われていないように思います。さらに、将来を担う税理士試験受験生の減少、特に若手受験生の減少は、このような世間の見方も一因になっていると思われます。

税理士業界は、経済社会の変化に機敏に反応し、対応し顧客のニーズにマッチしていくことが重要です。また、多くの時間をかけ、努力して質の高い良いサービスを提供できるとしても、それを知ってもらわないと社会から見放されてしまいます。さらに、試験制度の特殊性や他の資格との関連から、様々な背景を持った人たちが集まる多様性に満ちた業界です。その背景を活かし、各自が盛り上がることで、業界全体も活性化すると考えます。

昨年の11月、初めて酉の市を参拝しました。終電に乗るため歩きながらではありますが、日本橋人形町の事務所近くの神社で午前零時に打ち鳴らされる一番太鼓の音を聞き、その後妻と娘と共に浅草の鷺神社を訪れ、熊手を購入し開運と商売繁盛を願いました。

私もこの節目である酉年を有意義に過ごすため、変化を恐れず様々なことに挑戦し、失敗も業務の糧としながら業務拡大に繋げ、楽しい一年にしたいと思います。また、楽しい一年にすることが微力ながらも業界の発展に結びつき、税理士を目指す若い人たちが増えることを期待しています。

最後になりましたが、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成28年9月13日(火)10時30分～12時00分

I 審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の策定の件
平成28年10月6日(金)の日本橋税務署との定例連絡協議会、平成28年10月28日(金)の中央都税事務所との定例連絡協議会の開催方法を承認可決した。

2. 税を考える週間諸行事に関する件

税を考える週間の無料相談会を次のとおり行う事を承認可決した。

- ① 開催日 平成28年11月11日(金)
- ② 日本橋三越前・相談員10名
- ③ 日本橋プラザ・相談員2名

3. 新入会員説明会開催日時及び運営方法

平成28年11月9日(水)に開催することを承認可決した。

II 報告事項

1. 平成28年度税務功労者都税事務所長感謝状贈呈候補者推薦の件
2. 登録調査(7/15)の件
3. 八団体合同役員会(7/27)の件
4. 日本橋税務懇話会(8/4)の件
5. 署との拡大定例連絡会(9/6)の件

6. 第一ブロック連絡協議会(10/14)の件

7. 日本政策金融公庫との懇談会(10/21)の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成28年10月14日(金)10時30分～12時00分

I 審議事項

1. 支部役員選挙日程確認の件

支部役員選挙を日程表のとおり実施する事を承認可決した。

2. 東京税理士会支部役員選挙の支部投票所立会人選任の件

立会人2名の選任を執行部一任とする事を承認可決した。

3. 平成28～29年度各種無料相談担当者募集の件
平成28年分所得税確定申告無料相談、並びに商工会議所及び日本橋法人会等税務相談への参加のお願いは例年どおりの募集とすることを承認可決した。

また支部独自の確定申告期の無料相談を行うことを承認可決した。

II 報告事項

1. 平成29年3月申告用「確定申告の手引」配布の件
2. 税の作文審査会(9/26)の件
3. 署との定例連絡協議会(10/6)の件
4. 登録調査(10/11)の件
5. 日本橋税務懇話会(10/13)の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成28年11月9日(水)10時30分～12時00分

Ⅰ 審議事項

1. 新年賀詞交歓会(平成29年1/16(月))の件
来賓として、大江戸日本橋歯科医師会を招待し、参加費は昨年と同様、無料とする事を承認可決した。
2. 観劇会の件
平成29年3月に明治座観劇会を実施する事を承認可決した。負担金の割合については、次回幹事会の審議事項とした。
3. 支部会費滞納者について
支部会費滞納者に対し内容証明郵便による督促を行っても納付のない者については、東京会に報告することについて承認可決した。

Ⅱ 報告事項

1. 第一ブロック支部連絡協議会(10/14)の件
2. 中央都税事務所との連絡協議会(10/28)の件
3. 支部忘年会(12/14)の件
4. 日本政策金融公庫との連絡協議会(10/21)の件
5. 事務局年末年始休業(12/29～1/4)の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

◎東京税理士会日本橋支部と日本橋税務署との定例連絡協議会、常会、懇親会

○平成28年10月6日(木)10時30分から東実健保会館で日本橋税務署との定例連絡協議会を開催した。(出席者64名)

日本橋支部からの質問・要望事項があった。

○同日同所で13時00分から常会を開催した。

浅見支部長挨拶の後、4月以降の各部・各委員会報告、理事会報告がされた。(出席者62名)

○同日同所で17時15分から懇親会を開催した。

日本橋税務署幹部と支部会員との懇親会が開催された。(出席者63名)

◎東京都中央都税事務所と東京税理士会日本橋支部並びに京橋支部との連絡協議会

○平成28年10月28日(金)16時00分から中央都税事務所会議室で連絡協議会を開催した。

日本橋支部及び京橋支部からの質問・要望事項があった。

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日 時：平成28年8月5日(金)18:00～20:00

テーマ：「領収書・請求書を電子データ保存へ！
新電子帳簿保存法徹底解説」
～資料の電子化で実現する新しい業務効率化の仕組みとは～

講 師：税理士 安田 信彦氏(日本橋支部会員)

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成28年8月26日(金)15:00～17:00

テーマ：「SKYPEを使ったテレビ会議の実践」

講 師：税理士 濱川 久子氏(日本橋支部会員)

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成28年9月13日(火)13:00～16:00

テーマ：「歴史に見る政治家の決断と予見」

～税制改正の攻防も踏まえて～

講 師：橋本 五郎氏 読売新聞特別編集委員

会 場：日本消防会館 ニッショーホール

※ 第一ブロック合同研修②

日 時：平成28年9月28日(水)14:00～16:45

テーマ：「遺産分割協議と遺贈の相続税実務」

講 師：税理士 武田 秀和氏(日本橋支部会員)

会 場：AP東京八重洲通り7F

日 時：平成28年10月4日(火)13:30～16:30

テーマ：「特例選択届出書の再確認」

～高額特定資産の特例制度の創設(28年度改正)を踏まえて～

講 師：税理士 熊王 征秀氏

会 場：AP東京八重洲通り11F

※ ジョイント研修(京橋支部主催)

日 時：平成28年10月6日(木)14:00～16:45

テーマ：「所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項」

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成28年11月7日(月)13:00～16:00

テーマ：「年末調整説明会」

講 師：日本橋税務署・中央区役所担当官

会 場：日本橋公会堂ホール

日 時：平成28年11月17日(木)14:00～17:00

テーマ：「企業組織再編税制について」

～中小企業における合併・分割等の基礎知識～
講 師：税理士 中島 孝一氏

会 場：日本政策金融公庫東京中央支店

日 時：平成28年12月12日(月) 13:30～16:30

テーマ：「増資・減資 純資産の部」

講 師：公認会計士・税理士 太田 達也氏

会 場：AP東京八重洲通り7F

日 時：平成28年12月19日(月) 18:00～20:30

テーマ：【DVD研修】「オーナー貸付金の相続問題
及び対処方法」

～相続前にすべきこと、相続後にできること～
講 師：税理士 大畑 智宏氏(調査研究部委員、
会員相談室相談委員)

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成29年1月16日(月) 15:30～17:00

テーマ：「租税回避、コーポレートガバナンス、
否認規定」

講 師：東京大学大学院教授・
政府税制調査会会長 中里 実氏

会 場：ロイヤルパークホテル東雲の間

日 時：平成29年1月24日(火) 18:00～20:00

テーマ：「税理士に役立つ融資制度」

講 師：(株)日本政策金融公庫支店担当者

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成29年2月1日(水) 未定

テーマ：「28年分確定申告にあたっての留意事項」

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東京証券会館

《最近実施した税理士雑談室》

日 時：平成28年8月19日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成28年9月9日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成28年10月13日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成28年11月11日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成28年12月9日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成28年7月から11月までの野球部の活動に
関してご報告致します。

7月1日 第一ブロック 第2戦 参加人数15名
神田支部 3-17 負

7月16日 練習試合 参加人数11名
埼玉税理士会 2-2 引分

8月5日 第一ブロック 第2戦 参加人数11名
京橋支部 7-1 勝

8月27日～28日 夏季合宿
赤谷温泉 参加人数22名

8月31日 練習試合 参加人数10名
渋谷支部 14-0 勝

9月7日 秋季本大会 参加人数17名
一回戦 立川支部 14-4 勝
二回戦 小石川支部 18-3 勝

9月13日 練習(あやめ第二公園) 参加人数10名

9月16日 秋季本大会 参加人数16名
三回戦 麴町支部 6-2 勝

9月21日 練習(浜町グラウンド) 参加人数10名

9月27日 秋季本大会 参加人数15名
準々決勝 京橋支部 10-0 勝

10月6日 秋季本大会 参加人数15名
準決勝 八王子支部 13-5 勝
決勝 渋谷支部 8-0 勝

上記の通り、東京税理士会の第122回支部対抗
野球大会(秋季本大会)を3大会連続7度目の優勝
をすることができました。

また、第一ブロックは雨天中止などで日程の都
合がつかず、三回戦で全日程を終了しました。

〈囲碁部〉

10月20日(木)に事務局会議室において秋季支
部大会を開催し、10名の参加がありました。結
果は次のとおりです。

優 勝 浅井 光政 七段 3勝1敗

準優勝 原口 義弘 五段 3勝1敗

第1位 中西 茂廣 四段 3勝1敗

第2位 鈴木 久衛 四段 3勝1敗

3勝1敗の者が4名という激戦になりましたが、
勝敗の内容の差で上記の結果となりました。

新メンバー2名の参加があり、初めて対戦する
こともあって、新鮮な大会となりました。

11月17日(木)には白江八段による三面打ちの
プロ指導をお願いし、7名の参加がありました。
高段者から初心者までの参加があり、楽しい時間
を過ごすことができました。

1月14日(土)には京橋支部との親善試合を予

定しており、上記以外の月には、定例会を開催しています。

このところ初心者の参加も増えていますので、経験者は勿論のこと初心者も気軽に定例会等へ参加してください。

〈ゴルフ部〉

平成28年9月2日（金）に第304回T.N.G会を千葉カントリー野田コースにて開催しました。27名の参加がありました。成績は下記の通りです。

	氏名	グロス	ハンディ	ネット
優 勝	藤原 正吉	95	29	66
2 位	須佐 正秀	87	17	70
3 位	垣本 容子	100	29	71

平成28年10月26日（水）に第305回T.N.G会を茨城ゴルフ倶楽部にて開催しました。26名の参加がありました。成績は下記の通りです。

	氏名	グロス	ハンディ	ネット
優 勝	湯本 康弘	87	17	70
2 位	櫻井 和儀	100	25	75
3 位	徳田 益和	87	11	76

平成28年11月18日（金）に第306回T.N.G会を総武カントリー総武コースにて開催しました。24名の参加がありました。成績は下記の通りです。

	氏名	グロス	ハンディ	ネット
優 勝	内田 孝	92	18	74
2 位	高山 房之	88	12	76
3 位	渡邊 公年	97	21	76

〈歌舞音曲部〉

第31回カラオケ発表会盛大に開催

部長 若狭茂雄

平成28年10月29日（土）午後より神田エッサムこだまホールにおいて 出演者18名による第31回カラオケ発表会が盛大に開催されました。

佐々木則司、川口真理司会者の息の合った進行により、まずは出演者とともに支部長より挨拶をいただき、各出演者の持ち味あふれる熱唱となりました。

支部長の発表に始まり、前半の部の湯ノ上会員の後は、ゲスト出演の寒河江誠氏のフルート演奏に会場全体が酔いしれました。

後半の部は、まず厚生部長の挨拶、発表からスタートとなりました。ベテランの味のある観客の心に響く歌声、最後を任された鈴木会員は、高音をきかせた「男の意地」を熱唱いただきました。

後半の部ゲスト出演者のオットホンバイラ氏によるモンゴル民謡、日本民謡は、声量もすごく会場中に響き渡る歌声は観客を魅了しました。

誰もがが一番楽しみの福引抽選会に入り、浅見支部長、厚生部長、カラオケ部長を中心とした抽選が始まると、引かれる度に歓声が上がり大いに盛り上がりました。今回の景品の目玉であるクルージングペアギフトは中島会員が手にしたので、きっと奥様と楽しまれたことでしょう。景品も例年と違ったものを選定し、運を掴んだ人はいかがだったでしょうか。

最後はカラオケ部長のお礼の言葉をもって無事終演となりました。

今年も皆様の暖かい応援有難うございました。来る年もどうぞよろしくお願い申し上げます

※ カラオケ部ご入会をお待ちしております。

毎月例会を開いておりますので、遠慮なく支部事務局まで連絡、お問い合わせください。

例会報告 会場・カテリーナ

8月23日（火）参加者 8人

9月6日（火）〃 7人

10月19日（火）〃 8人

10月25日（火）〃 11人

11月22日（火）〃 4人

12月13日（火）〃 13人 忘年会

〈テニス部〉

テニス部の活動報告を致します。テニス部は、基本的に3月と5月を除いた毎月1回、品川プリンスホテルにある高輪テニスセンターで練習会を行っています。

7月26日（火）、練習会を行いました。参加人数は6名でフォアやバック、サーブなど基本的な練習を行いました。夏の暑い中、練習会後のビールは最高でした。

8月22日（月）、練習会を行いました。台風による大雨で電車がストップするなど、参加できない人が多数出てしまい、参加人数は3名でした。少人数だったこともあり基本練習をみっちり行うことが出来ました。

9月26日（月）、練習会を行いました。この日の参加人数は3名。先月に引き続き少人数だったため、各個人のレベルに合わせた練習を行い、各人にとっては充実した練習会でした。

10月11日（火）、11月に行われる支部対抗戦テ

ニス大会に向けた練習会でしたが、皆さんの都合が合わず、参加人数は3名でした。フォア、バック、サーブなどの基本練習を行った後、ダブルスによる試合形式の練習を行いました。練習後は、韓国焼肉の店で焼肉とビールで練習の疲れを癒しました。

11月2日（水）、東京税理士会の支部対抗戦が有明テニスの森公園で開催されましたが、当支部は参加者が規定人数に達しなかったため、不参加となりました。大会の優勝は京橋支部、準優勝は神田支部でした。東京税理士会のテニス大会は、年3回行われているため、次回はぜひ皆で参加して上位を狙いたいと思います。

11月22日（火）、練習会を行いました。この日は9月決算の追い込み等で参加できない方が多く、3名で行われました。このところ参加者が少ないため、各人のレベルに合った内容の濃い練習はできていますが、できれば多くの方に参加して頂きたいと思います。

★テニス部では、ラケットを握ったことのない初心者から経験者まで、新入部員を随時募集しております。レッスンプロである松岡コーチからそれぞれのレベルにあった指導を受けられるのも魅力です。運動不足を解消したい方、レベルアップを図りたい方など、ぜひご参加ください。練習の後のビールは最高です！（増田 和弘）

〔綱紀監察部〕

1 次の会議が開催されました。

(1) 署と支部との綱紀監察連絡協議会

日 時 平成28年9月7日（水）

午前10時～午前11時

場 所 日本橋支部事務局

出席者 日本橋税務署より十日市総務課長補佐
東京国税局より木村税理士専門官
支部より佐藤、鳴海、小出

議 題 にせ税理士の実態及びその予防対策等

(2) 平成28年度綱紀監察合同会議

日 時 平成28年12月9日（金）

午後2時～午後4時30分

場 所 東京税理士会館 2階 大会議室

出席者 会長以下本会役員、全支部の支部長又は副支部長、綱紀監察部長
東京国税局より税理士監理官ほか8名、
48税務署総務課長補佐

支部より佐藤、鳴海

- 議 題
- 1 本会綱紀部からの報告
 - 2 本会業務侵害監察部からの報告
 - 3 東京国税局の方針
 - 4 東京国税局からの報告
 - 5 支部からの提言等

2 「税理士証票」及び「会員章（バッジ）」の所持確認（平成27年度から29年度に係る28年度分）を実施しました。

日 時 平成28年9月1日（木）

午前10時～午後4時

場 所 日本橋支部会議室

対象人員 215名 実施会員 103名

対象法人 25法人 実施法人 14法人

3 会議で紹介された税理士の懲戒処分に係る非違事例を掲載します。

会員の皆様におかれましては、税理士法はもとより、関連する法令、会則、規則等を遵守し、より一層の品位保持に努められますようお願い申し上げます。

税理士の懲戒処分に係る非違事例

法45条1項該当（故意による不真正税務書類の作成：依頼あり）

（事例1） 税理士Xは、関与先Yの相続税の申告に当たり、Yから相続税を減らせないと依頼され、相続財産である貸付金債権を除外することにより、課税価格を不正に圧縮した。

法45条1項該当（故意による不真正税務書類の作成：依頼なし）

（事例2） 税理士甲は、関与先乙の所得税及び消費税の確定申告に当たり、乙から売上計算書を預かり、正しい売上金額を認識していたにもかかわらず、乙が納得すると思われる税額になるよう税理士自らが売上金額の一部を除外することにより、所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。

上記事例1 & 2においては、相手からの依頼の有無にかかわらず同様な処分対象となる。

法45条2項該当（過失による不真正税務書類の作成）

（事例3） 税理士Xは、関与先法人Fの法人税申告に当たり、同社の専務取締役から口頭により

高額な仕入れ金額の提示を受けたが、当該仕入れにかかる支払い事実を何ら確認することもなく、提示を受けた根拠のない金額を仕入れに計上するなど、関与税理士として相当の注意を怠った結果、不正に所得金額を圧縮した申告書を作成した。

法46条該当 (37条違反⇒自己脱税)

(事例4) 税理士甲は、実父である被相続人とする自己の相続税申告に当たり、自己が相続により取得した現金があったにもかかわらず、その現金を国外の金融機関に預け入れて隠ぺいし、相続財産から除外して課税価格を不正に圧縮して申告した。

法46条該当 (37条違反⇒多額かつ反職業倫理的自己申告漏れ)

(事例5) 税理士甲は、自己が代表者である法人Aの法人税申告に当たり、日頃から帳簿書類の作成・保存をおろそかにしていたため、売上金額等の計上漏れにより多額の申告漏れを生じさせた。

法46条該当 (37条違反⇒業務停止中の税理士への名義貸し)

(事例6) 税理士甲は、懲戒処分により税理士業務を停止されている税理士乙から依頼を受けて、乙が業務停止期間中に作成した法人税や所得税の確定申告書に署名押印する「名義貸し」行為を行った。

法46条該当 (37条の2違反⇒名義貸し)

(事例7) 税理士Xは、税理士資格のないMから依頼され、Mが作成した法人税及び消費税の申告書や個人の確定申告書に、4年間にわたり計250件に署名押印し「名義貸し」行為を行っていた。Xは最終的に自分で確認すれば問題ないと思っていた。

法46条該当 (37条違反⇒業務け怠)

(事例8) 税理士甲は、関与先乙等から所得税の確定申告書の作成等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、申告書の作成作業の遅れや提出の失念等により、正当な理由なく法定申告期限までの提出を怠ったことにより、乙等に対して無申告加算税の賦課や青色申告の取り消し等の損害を与えた。

〔税務支援対策部〕

担当の先生方の協力を得て、次の無料相談や説明会を実施した。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成28年実施日	会 場	担当税理士
9月7日(水)	法人会事務局	岩本 忠司
9月21日(水)	〃	三ヶ尻忠敬
10月12日(水)	〃	高橋美津子
10月26日(水)	〃	山口 佳彦
11月2日(水)	〃	吉田 義克
11月16日(水)	〃	板橋 則雄
12月7日(水)	〃	渡辺 英樹

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成28年実施日	会 場	担当税理士
8月2日(火)	中小企業相談センター	余西 吉巳
8月23日(火)	〃	栗原 真平
9月13日(火)	〃	渡辺 春樹
10月4日(火)	〃	湯本 康弘
10月25日(火)	〃	木下 純一
11月15日(火)	〃	佐野 典子
12月6日(火)	〃	安藤 孝夫

《支部無料相談》

毎月第二水曜日支部事務局にて実施

9月14日(水)	〃	野村 幸広
10月12日(水)	〃	徳山 和美
11月9日(水)	〃	河野 拓
12月14日(水)	〃	渡辺 春樹

《税を考える週間無料相談》11月11日(金)

・日本橋三越地下出入口前(担当税理士)

三ヶ尻忠敬、高山 秀三、津村 玲
鈴木 久衛、緑川 光、増田 和弘
田川外志男、互井 敏勝、畑 芳広
佐藤 嘉光

・日本橋プラザにて実施(担当税理士)

岩川由美子、湯本 康弘

《決算説明会》

平成28年実施日	会 場	担当税理士
12月7日(水)	日本橋税務署	秋庭 守

《青色申告会での説明》

平成28年実施日	会 場	担当税理士
12月14日(水)	日本橋青色申告会	石橋 将年

12月15日(木) 〃 〃
12月21日(水) 〃 〃

〔法対策委員会〕

東京会より、平成28年度・支部法対策等における検討課題の答申要請がありました。

統一課題 1 所得税課税のある方について
年金課税について
配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得課税について
その他

統一課題 2 次世代が税理士制度を引き継ぐために税理士法はいかにあるべきか

任意課題 1 平成30年税制及び税務行政の改正に関する意見について

以上の諮問に付き、会員、法対策委員で20件の意見を提出した。

〔情報システム委員会〕

平成28年9月14日(水) 第2回本会情報システム委員会

税理士情報Webフォーラム実施に係る電子申告等に関するコンテンツを発表しました。

平成28年12月5日(月) 第2回本会情報システム委員会

税理士情報Webフォーラムの意見交換をしてみました。

平成28年12月8日(木) 第2回情シス研修実施
「マイナンバーに関する必要な規程と契約書類の確認」

「はじめようe-tax ～WEB版での法定調書作成編～」

また情報システム委員会は、「にほんばし」へ、税理士の先生方のITへの取り組み状況を毎号寄稿させていただいています。

〔租税教育推進委員会〕

常盤橋小学校 租税教室開催&レベルアップ研修

11月1日、常盤橋小学校にて租税教室を開催しました。対象は、6学年生の13名の元気あふれる生徒達でした。主講師は、結城先生、補助講師に前澤先生に担当頂きました。

昨年に引き続きの開催ですが、昨今の小学生の

情報量には驚かされます。いつも、授業の途中でシナリオから脱線して時事ネタを入れるようにしています。今回は、豊洲やオリンピックの問題を入れましたが、しっかりと理解していました。

常盤橋小学校の高学年は、1クラスずつですが、中学年からは2クラスになっているようです。近隣の住民が増加しているわけではなく、越境入学が増加しているとの事でした。これも、時代の流れでしょうか。

さて、同日には東京会の方で、レベルアップ研修も開催されました。こちらは、若狭先生、川口先生に出席頂きました。こちらは、支部間応援の一環として、講師間のレベルを一定以上に保つべく、実践トレーニングを行いました。東京会では、各講師のレベルアップを図るべく施策を講じていますので、講師の先生方の積極的なご参加をお願いいたします。

情報システム委員が行く！

日本橋支部会員による電子申告の利用状況、使い方や便利な点を、報告したいと思います。

本日は、日本橋支部税務支援対策部長でいらっしやいます須佐正秀先生の事務所にお邪魔しました。

古賀裕明情報システム委員(以下、委員):「須佐先生、本日は税務署でも支部でも推進している電子申告について、先生の事務所での取り組み状況について伺いたく存じます。よろしくお願いいたします。」

須佐正秀税務支援対策部長(以下、部長):「こちらこそ、よろしくお願いいたします。」

委員:「では、早速ですが、電子申告をお始めになったのはいつ頃でしょうか?」

部長:「税務署にありましたときに、電子申告に詳しい総務の職員さんからアルバイトさんの0円の給与源泉を電子納税するので、利用者識別番号をとってほしいと言われました。住民基本台帳カードを持っていたので、平成18年10月16日に利用者識別番号を取りました。」

委員:「税務署が自分のところの0円の給与源泉を電子納付するのに、税務署長の識別番号が必要だったということですか! これはまた特殊な例ですね。税理士登録されてからはいかがでしょうか?」

部長：「翌平成19年の8月に税理士登録しまして、20年の3月に自分の確定申告を電子申告したのが初めてです。その後、高校の頃の友人の会社とその本人配偶者の申告を依頼されました。帳面だけは自分でつけてもらって、申告を電子申告でしました。」

委員：「それでは、最初から電子申告という模範税理士ということですね！」

部長：「最初の頃は紙で提出することもありましたが、贈与税も電子申告できるようになりました。紙で提出するのは、今ではたまに提出する申請書くらいです。」

委員：「ソフトウェアは何をお使いでしょうか？」

部長：「達人を使っています。法人税、消費税、内訳概況書、所得税、相続税、法定調書の税務6本を使うと電子申告が無料で使えて、お得だと思います。もちろん、各ソフトにはそれぞれの良さがあるでしょうが、達人は比較的安く導入できると思います。」

委員：「電子申告は、どういうところが便利だとお思いでしょうか？」

部長：「7カ所ぐらい支店のある法人の申告を依頼されたときに、地方税の申告が便利だと感じました。何箇所であろうと、一度に送信できたので。返信用封筒を同封して郵送するといった手間が一切なくなります。こういう便利なものを利用しない手はないと思います。」

委員：「では逆に、電子申告で大変だったということはございましたか？」

部長：「ソフトの導入や登録は大変でした。パス



ワードの登録などに、大文字小文字の指定や禁止文字があったりしましたので。また、平成19年から21年頃にかけて毎年のようにやり方が変わり、大変戸惑いました。けれども、協同組合のサポートが充実しており、大変助かりました。」

委員：「最後に、より良く改善するための提案などはございますか？」

部長：「利用者識別番号などの保存管理が、納税者本人ではなかなかうまくできていません。税理士が交代したときの引継に際して支障のないように、税理士会としても推進してほしいと思います。」

委員：「本日は長時間にわたり、貴重なお話をありがとうございました。」

部長：「どうもご苦勞様でした。」

日本橋支部情報システム委員会は、支部会員の皆様の電子申告導入を支援しています。「導入してみたいが不安だ」、「何から初めて良いのかわからない」など、委員長までお気軽にご相談ください

支部会員異動のお知らせ

平成28年7月1日～
平成28年11月30日

〈入会〉

7月1日 タカ マツ キミ ヨシ 高松 公良

〒103-0013

日本橋人形町

1-19-6-301

電話 6661-0972

7月27日 サシ ハラ リョウ スケ 指原 亮友

〒103-0022

日本橋室町3-4-7

ヒューリック日本橋室町ビル10階

税理士法人チェスター

電話 6262-3730

7月27日 タケ ダ ゴ イチ 武田 悟一

〒103-0002

日本橋馬喰町1-1-2

ゼニットビル

税理士法人おおたか

電話 5640-6450

7月27日 カワ バタ タカ ヒロ 川端 隆寛

〒103-0027

日本橋1-4-1

日本橋1丁目ビルディング16階

税理士法人平成会計社

電話 3231-1858

8月3日	^{フジ モト シュウ ジ} 藤 本 周 二	〒103-0026 日本橋兜町15-12 兜町MOCビル7階A号室 エスペランサ税理士法人東京事務所 電話 6661-2185	8月25日	^{ミ カミ ヒデ ノリ} 三 上 秀 則	電話 6661-2568 〒103-0014 日本橋蛸殻町1-17-2 ライオンズマンション日本橋304号室 電話 6661-1076
8月25日	^{スズ キ タカ ヨシ} 鈴 木 孝 芳	〒103-0027 日本橋1-17-4 電話 5255-6888	8月25日	^{タカ ダ トモ ミ} 高 田 具 視	〒103-0011 日本橋大伝馬町12-17 月村マンションNo.30 403号室 電話 6264-9730
8月25日	^{ニシタニ フ ジ オ} 西谷富士夫	〒103-0021 日本橋本石町4-2-16 Daiwa日本橋本石町ビル5階 明誠税理士法人 電話 3548-2034	8月25日	^{ワタ ナベ コウ キ} 渡 邊 晃 樹	〒103-0025 日本橋茅場町1-2-14 日本橋ビルディング3号館3F 税理士法人トータルマネージメント ブレーン東京支店 電話 6231-1576
8月25日	^{エ ビ サワマサ キ} 海老澤将貴	〒103-0026 日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル5階 税理士吉田光一郎事務所 電話 5623-2910	8月25日	^{フジ モト ヨシ ヒロ} 藤 本 義 弘	〒103-0028 八重洲1-7-4 矢満登ビル8階2号室 大西健一税理士事務所 電話 3277-0024
8月25日	^{オ ガワ ユ キ} 小 川 由 紀	同 上	9月8日	^{タ グチ ヤス ヨシ} 田 口 安 克	〒103-0022 日本橋室町1-10-5 テラサキ第一ビル2階 税理士法人メディア・エス 東京 電話 6262-6411
8月25日	^{イシ ヅカ マサル} 石 塚 大	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-3-5 共同ビル(兜町)35号 榎本恒税理士事務所 電話 6661-7650	9月8日	^{ト ス ユ カ リ} 鳥 巢 由 香 里	〒103-0026 日本橋兜町15-12 兜町MOCビル7階A号室 エスペランサ税理士法人東京事務所 電話 6661-2185
8月25日	^{ツ ムラ ヨシ アキ} 津 村 美 昭	〒103-0027 日本橋2-1-21 第二東洋ビル5階 税理士法人フィールズ 電話 3516-8818	10月8日	^{ナカ ガワ タカ シ} 中 川 敬 史	〒103-0026 日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル5階 税理士吉田光一郎事務所 電話 5623-2910
8月25日	^{ヤマ シタ コウ イチ} 山 下 孝 一	〒103-0014 日本橋蛸殻町2-8-11 パークハビオ水天宮前702号 電話 6667-0258	10月29日	^{オ ガワ ナオ ヨ} 小 川 直 子	〒103-0013 日本橋人形町2-13-9-7階 税理士法人HOP 電話 5614-8700
8月25日	^{キタ バヤシ タカ アキ} 北 林 隆 明	〒103-0024 日本橋小舟町7-1 カツラビル2階 電話 6231-0894	11月1日	^{ヤマ ウチ カツ ミ} 山 内 克 巳	〒103-0012 日本橋堀留町2-1-3 ハイツ日本橋702号 電話 6661-7026
8月25日	^{タ ナカ ヨウ ジ} 田 中 洋 二	〒103-0001 日本橋小伝馬町7-13 ストリアビル3階 電話 3808-0460	11月21日	^{ナリ ウ ケン ジ} 成 生 憲 治	〒103-0011
8月25日	^{トヨシマ ツトム} 豊 島 務	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-11-3 中銀日本橋マンション1108号室			

		日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル10階103号 東日本税理士法人日本橋事務所 電話 3664-7517			日本橋蛸殻町2-8-11 パークハビオ水天宮前702号室 電話 6661-0529
11月21日	吉鷹香菜 ^{ヨシ タカ カ ナ}	〒103-0012 日本橋堀留町2-3-8 田源ビル4階 税理士法人エーピーエス 電話 5643-2775	8月8日	豊島より 横山直人 ^{ヨコ ヤマ ナオ ト}	〒103-0002 日本橋馬喰町1-1-2 ゼニットビル 税理士法人おおたか 電話 5640-6450
11月21日	中嶋祐次郎 ^{ナカジマユウ ジ ロウ}	〒103-0013 日本橋人形町3-3-6 人形町ファーストビルB3階 税理士法人日本橋税経センター 電話 3662-7701	8月31日	麻布より 石塚崇貴 ^{イシ ツカ タカ キ}	〒103-0022 日本橋室町3-4-7 ヒューリック日本橋室町ビル10階 税理士法人チェスター 電話 6262-3730
11月21日	宮下基 ^{ミヤシタ モトキ}	〒103-0001 日本橋小伝馬町16-8 共同ビル小伝馬町23号室 電話 090-9816-0424	9月6日	麹町より 中島加誉子 ^{ナカジマ カ ヨ コ}	〒103-0002 日本橋馬喰町1-1-2 ゼニットビル
〈転入〉					
7月11日	目黒より 山口晴啓 ^{ヤマ グチ ハル ヒロ}	〒103-0003 日本橋横山町1-3 OKK日本橋ビル2階 湯澤勝信税理士事務所 電話 3639-1881	9月6日	麻布より 小林穰 ^{コバヤシ ミノル}	〒103-0011 日本橋大伝馬町13-7 日本橋大富ビル2階 電話 6403-3308
7月12日	武蔵府中より 福島康仁 ^{フク シマ ヤス ヒト}	〒103-0011 日本橋大伝馬町2-14 パールビル8階 税理士法人松下会計事務所 電話 3668-1237	9月9日	京橋より 姫野英隆 ^{ヒメ ノ ヒデ タカ}	〒103-0023 日本橋本町3-1-6 日本橋永谷ビル215号室 電話 6672-5125
7月15日	品川より 追川繁 ^{オイカワ シゲル}	〒103-0023 日本橋本町1-10-2 きめたハウジング第20ビル5階 電話 5542-1245	9月9日	京橋より 田畑龍一 ^{タ バタ リュウイチ}	同 上
7月15日			9月16日	麹町より 一ノ倉伸夫 ^{イチ クラノフ オ}	〒103-0022 日本橋室町1-1-3 紅花ビル3階 宮原裕徳税理士事務所 電話 6202-7174
8月4日	京橋より 西澤季穂 ^{ニシ ザワ キ ホ}	〒103-0027 日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所 電話 4574-6688	9月21日	芝より 河合真悟 ^{カワ イ シン ゴ}	〒103-0013 日本橋人形町2-30-4-303号 電話 050-1566-1538
8月4日	新宿より 浅野和優 ^{アサ ノ カズ マサ}	〒103-0014	10月14日	神田より 齋藤玲子 ^{サイ トウ レイ コ}	〒103-0012 日本橋堀留町1-3-21-706

	電話 3527-3771	CaNInternational 税理士法人
10月18日	四谷より ヤマモト タイ シ 山元大士	電話 6661-1163
	〒103-0013	京橋より シミズ アツシ 清水 厚 同上
	日本橋人形町2-1-9	11月24日
	日本橋Tビル702	〈法人入会〉
	電話 6661-6437	7月19日 STAR 税理士法人
10月19日	芝より ヒエダ ショウイチ 稗田正一	〒103-0014
	〒103-0007	日本橋蛸殻町2-11-3
	日本橋浜町2-54-1	電話 6661-7866
	ブリリアンス	8月2日 エスペランサ 税理士法人東京事務所
	日本橋浜町4番館202号	〒1030026
	電話 3669-5033	日本橋兜町15-12
10月25日	麴町より オカムラ ボミ 岡村宝美	兜町MOCビル7階A号室
	〒103-0011	電話 6661-2185
	日本橋大伝馬町	8月30日 税理士法人メディア・エス 東京
	13-7-2F	〒103-0022
	電話 6403-3413	日本橋室町1-10-5
10月27日	上野より フカサワ ケイ 深澤 圭	テラサキ第一ビル2階
	〒103-0013	電話 6262-6411
	日本橋人形町1-4-1	〈法人転入〉
	内山ビル5階B	四谷より
	電話 6231-0996	7月19日 税理士法人あおば総合東京事務所
11月2日	京橋より ワタナベ トモミ 渡邊朋美	〒103-0026
	〒103-0027	日本橋兜町18-5
	日本橋2-1-3	日本橋兜町ビル2階
	アーバンネット日本橋二丁目ビル10階	京橋より
	電話 4405-6239	9月5日 CaNInternational 税理士法人
11月15日	日野より ハナキ タケシ 花木 猛	〒103-0016
	〒103-0007	日本橋小網町12-7
	日本橋浜町2-28-1	日本橋小網ビル8階
	日本橋・浜町ビル5階	電話 6661-1163
	税理士法人ブレンタックス	〈事務所住所変更〉
	コンサルティング	ナカガワ ヨシマサ 中川喜正
	電話 6638-6641	〒103-0014
11月17日	芝より タナカ ミエ 田中美衣	日本橋蛸殻町1-13-1
	〒103-0011	ユニゾ蛸殻町北島ビル
	日本橋大伝馬町7-3	電話 6869-4686
	ビューリック(株)法務・	〒103-0014
	コンプライアンス部内	日本橋蛸殻町2-8-11
	電話 5623-8106	パークハビオ水天宮前702号
11月24日	京橋より オオクボ ショウヘイ 大久保昭平	同上
	〒103-0016	〒103-0014
	日本橋小網町12-7日	日本橋蛸殻町2-15-9
	本橋小網ビル8階	須磨マンション403号室
		〒103-0027
		シバ タ アツシ 芝田 篤

日本橋2-16-4
日本橋山田ビル5階
電話 6225-2399
星 尊之 ホシ タケ ユキ
〒103-0014
日本橋蛸殻町2-11-3
STFR税理士法人
電話 6661-7866
田中孝明 タ ナカ タカ アキ
伊藤しほ子 イトウ シ ホ コ
〒103-0027
日本橋1-2-10
東洋ビル4F
大西倫雄 オオ ニシ トモ オ
〒103-0028
八重洲1-1-8
八重洲KTビル5階
同 上
安田幸一 ヤス ダ コウ イチ
伊藤修平 イトウ シュウヘイ
〒103-0028
八重洲1-1-8
八重洲KTビル5階
同 上
本澤廣一 モト ザワ ヒロ カズ
長岡弘晃 ナガ オカ ヒロ アキ
〒103-0011
日本橋大伝馬町7-1-1102
電話 6661-2046
平根慶幸 ヒラ ネ ヨシ ユキ
〒103-0022
日本橋室町3-4-7
ヒューリック日本橋室町ビル10階
税理士法人チェスター
電話 6262-3730
持田剛史 モチ ダ タケ シ
〒103-0011
日本橋大伝馬町2-1
大伝馬町壺番地ビル6階
須賀一也 ス ガ カズ ヤ
〒103-0027
日本橋2-2-3
リッシュビル302号
同 上
近澤知加 チカ ザワ チ カ
須賀一也税理士事務所
電話 6225-4691
大塚武男 オオ ツカ タケ オ
〒103-0014
日本橋蛸殻町1-17-2-1101号
大塚和宏税理士事務所
同 上
小川実 オオ ツカ カズ ヒロ
オ ガワ ミノル
〒103-0013
日本橋人形町2-13-9-7階
同 上
星川望 ホシ カワ ノゾム
網野博美 アミ ノ ヒロミ
同 上

栗原真平 クリハラシンベイ
同 上
森田和宏 モリタカズヒロ
同 上
高橋大祐 タカハシダイスケ
同 上
古屋武司 フクロヤタケシ
同 上
納見哲三 ノウミテツゾウ
〒103-0023
日本橋本町4-10-5-406
中山昌則 ナカヤママサノリ
〒103-0025
日本橋茅場町2-8-4
全国中小企業会館ビル8F
木下純一 キノシタジュンイチ
〒103-0005
日本橋久松町13-3
小林重樹 コバヤシシゲキ
〒103-0006
日本橋富沢町12-8
昭和ビル3階
高島祝子 タカバタケトキコ
〒103-0002
日本橋馬喰町2-5-18
萩原ビル3階
電話 3663-4964
遠藤和孝 エンドウカズタカ
〒103-0023
日本橋本町4-2-12
日本理化学薬品ビル1F

〈事務所名変更〉

税理士法人アイパートナーズ➡小池猛税理士事務所

〈事務所電話番号変更〉

石原雄大 イシハラユウダイ 6661-7498
山重大二郎 ヤマシゲダイジロウ 080-5643-4175
田畑龍一 タハタリュウイチ 090-5767-5487
小池猛 コイケタケル 3660-5133
塩井幸雄 シオイユキオ 090-9319-2391

〈法人事務所住所変更〉

税理士法人みかさ
〒103-0028
八重洲1-1-8
八重洲KTビル5階
税理士法人HOP
〒103-0013
日本橋人形町2-13-9-7階
税理士法人わかば経営会計 東京事務所
〒103-0025
日本橋茅場町2-8-4
全国中小企業会館ビル8F

〈転出〉

財津良子 ザイ ツ ヨシ コ 本郷支部へ
渡邊素子 ワタナベモトコ 京橋支部へ

コ バヤシ アキ ヒト
小 林 章 人
ヒロ セ 瀬 哲
廣 平 孝
上 平 孝
フジ 田 健 史
藤 澤 悦 子
コ 小 松 満 義
小 加 藤 毅
塚 田 充 男
篠 原 靖 宏
松 井 明 美
近 藤 浩 道
マツ 浦 健 司
松 浦 健 司
高 山 温 子
畑 山 毅

小石川支部へ
浅草支部へ
江東東支部へ
足立支部へ
芝支部へ
江東西支部へ
江戸川北支部へ
浅草支部へ
北沢支部へ
東村山支部へ
芝支部へ
渋谷支部へ
武蔵野支部へ
王子支部へ

〈退会〉

オオ ツカ ヨシ ユキ
大 塚 理 之
コウ ゴ イチ 郎
向 後 一 郎
ジュウ コン ケイ スケ
十 佐 近 敬 介
エノキ マサ ノリ
榎 正 規
アサ ノ カカ ヒロ
浅 野 貴 洋
シノ マサ ヨシ
篠 昌 義
タニ フ ク エ
谷 夫 久 江

千葉県会へ
東京地方会へ
千葉県会へ
業務廃止
名古屋会へ
〃
千葉県会へ

カ トウ ナツ メ
加 藤 夏 芽
ナカ ムラ ユメ 夢
中 村 イ オ 男
ナガ イ カズ オ
長 井 和 男
柴 田 雅 俊
ニシ ザワ キ 穂
西 澤 季 穂
イタ クラ ミ 佳
板 倉 美 佳
内 村 一 誠
ヤ チ モリ セイ
谷 地 森 税

東京地方会へ
東京地方会へ
業務廃止
東北会へ
業務廃止
東京地方会へ
業務廃止
業務廃止
税理士法人アイパートナーズ 解散
村上 俊 矩 千葉県会へ

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

オオ ク ボ ハヤ オ
大久保 雄 昭和21年11月12日 生まれ 69歳
平成28年7月28日 死 亡
ヒラ ツカ ナガ テル
平 塚 永 光 昭和5年8月27日 生まれ 86歳
平成28年11月3日 死 亡
ミノ ワ ショウ ジ
蓑 輪 昭 二 昭和2年9月30日 生まれ 89歳
平成28年11月17日 死 亡

速報

第122回支部対抗野球大会優勝
これからも一戦必勝

引地 栄二

お陰様で第122回支部対抗野球大会に優勝することができました。ご声援、ありがとうございます。これで4年連続、直近8大会で5回目、通算7回目の優勝です。

最近、周りからは優勝して当たり前のように言われますが、決してそんなことはなく、今大会の3回戦の麹町戦、準決勝の八王子戦と負けていてもおかしくない試合もありました。今年も同様のことがあるはずですが「勝負事には絶対に勝つ!」と心に決め、一戦ずつ戦っていききたいと思います。

私事です。昨年をもちまして監督を退任し、今年からは再び一選手としてグラウンドで走り回った

り転げ回ったりしたいと思っています。

皆様、本年も野球部をどうぞ宜しくお願い申し上げます。



一都税についてのお知らせ

1月のeLTAX休日運用日のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！

<eLTAX 1月の休日運用日>

1/21（土）、1/22（日）、1/28（土）、1/29（日） 8時30分～24時

<eLTAX 通常の利用時間>

平日 8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

<利用手続についてのお問い合わせ>

【**eLTAX** ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

【**eLTAX** ヘルプデスク】 0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）
平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

※ヘルプデスクについても、1月のみ休日対応を実施予定です。

詳細はホームページをご覧ください。

<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理班

●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

編 集 後 記

第149号をお届けします。8月から11月までですので、盛りだくさんになりました。

新年号、恒例の「年男、年女」を掲載しています。其々、色々な人生をたどった歴史が述べられています。大勢の方々に書いて頂いて、感謝に堪えません。私たちも、新年にあたり、自分の半生を思い出すのも良いかもしれません。

今号は、10月の常会、野球部の支部対抗戦、3連覇、納税表彰式、カラオケ発表会等の写真を掲載しました。写真で支部の活動をご覧ください。

会員の皆様のお力添えがあって、無事、発

行することが出来ました。

次号で第150号の発行になります。記念号をご期待ください。（J.K.）

<編集委員>

木下純一 佐野典子 結城昌史 岩川由美子
増田和弘 高橋龍美 小山栄一 北島亜紀



～ 都税事務所からのお知らせ ～

固定資産税（償却資産）申告書への 個人番号・法人番号の記載について

(1) 申告書への記載方法

償却資産申告書の中央上部「3 個人番号又は法人番号」欄に記載してください。

なお、個人番号・法人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたします。予めご了承ください。

(2) 本人確認資料について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認を実施いたします。ご提出の際は、以下の本人確認資料をご用意ください。郵送にてご提出される場合は、資料の写し（コピー）を申告書に添付していただくようお願いいたします。

なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。また、電子申告にて申告データをご提出いただく場合も、本人確認資料の添付は不要です。

<本人が申告書を提出する場合（例）>

番号確認資料	身元確認資料
個人番号カード（裏面）※1 又は 通知カード 又は 住民票（個人番号が記載されたもの）	個人番号カード（表面）※1 又は 運転免許証 又は プレ印字された申告書

※1 本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

<代理人が申告書を提出する場合（例）>

本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料※2
本人の個人番号カード（裏面） 又は 本人の通知カード 又は 本人の住民票 （個人番号が記載されたもの）	代理人の個人番号カード （表面） 又は 代理人の運転免許証 又は 代理人の税理士証票	税務代理権限証書 （税理士） 又は 委任状

※2 代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

上記以外の本人確認資料については、主税局ホームページに掲載しています。

(3) 個人番号欄の「*」印字について

東京都主税局においては、本人確認措置の実施による個人番号の取得と併せ、順次システムによる個人番号の収集を行っています。（番号法第14条第2項）

これらにより有効に個人番号を取得できた方については、東京都が配布する申告書に「*」印字がされています。「*」印字がされている方につきましては、申告書ご提出の際に個人番号の記載を省略していただいて差し支えありません。

ただし当該印字は、本人確認措置の実施による納税者の負担を軽減するための例外的な取扱いとなります。原則は、毎年個人番号・法人番号の記載が必要である点、ご注意ください。

お問い合わせ先 中央都税事務所 償却資産班 直通 ☎03-3553-2169

ネットが便利 申告・納税 e-Tax

添付書類の提出が便利になりました。



イメージデータで送信

e-Tax で申告書及び申請・届出書データ（以下「申告書等データ」といいます。）を送信する際に、別途、郵送などで書面により提出する必要があった添付書類について、イメージデータにより送信することができるようになりました。

イメージデータで送信可能な添付書類は、出資関係図や収用証明書などです。イメージデータで送信可能な具体的な添付書類名や留意事項などの詳細については、e-Tax ホームページ「添付書類のイメージデータによる提出について」(www.e-tax.nta.go.jp/imagedata/imagedata1.htm)でご確認ください。

1 PDF形式のイメージデータを作成

- 添付書類（書面）のスキナーによる読み込みやパソコンで作成した添付書類（文書データなど）のファイル形式の変換などにより、PDF 形式のイメージデータを作成します。
- イメージデータ作成時の留意点
 - ・ 目視により内容の確認ができること
 - ・ パスワードを設定していないこと
 - ・ 白黒で解像度は 200dpi 以下を推奨

2 作成したイメージデータを送信

- 作成したイメージデータの送信方式は、申告書等データと同時に送信する「同時送信方式」及び申告書等データ送信後に別途、受信通知から追加で送信する「追加送信方式」があります。
- 利用している税務・会計ソフトでイメージデータを送信できない場合は、申告書等データを e-Tax に送信後、その受信通知から「e-Tax ソフト（WEB 版又は PC 版）」でイメージデータを追加送信することができます。

留意事項

- 申告書、申請・届出書やイメージデータによる送信の対象とならない書類をイメージデータで送信された場合、法令上、その送信は効力を有しないこととなります。この場合、改めて、電子データ（XBRL 形式又は XML 形式）の送信又は書面による提出が必要であり、再送信又は書面提出の日が文書收受日となります。
- 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（収用証明書、登記事項証明書など）は、法定申告期限又は提出した日から原則 5 年間保存しておく必要があります。
- 税務署で、送信されたイメージデータの内容が確認できない場合には、イメージデータの再送信又は書面による提出が必要となります。



財務諸表及び勘定科目内訳明細書データを e-Tax 送信

税務・会計ソフトで作成した法人税申告の財務諸表及び勘定科目内訳明細書データ（以下「財務諸表等データ」といいます。）が、e-Tax で受付可能なデータ形式（XBRL 形式又は XML 形式）で作成されていない場合、別途、郵送などで書面による提出が必要でしたが、国税庁が定めたファイル形式（CSV 形式）のデータであれば、e-Tax で受付可能なデータ形式に変換し、e-Tax に送信することができるようになりました。

1 財務諸表等データのCSVファイルを作成

- 国税庁が定めたファイル形式（CSV 形式）でデータが作成できる税務・会計ソフトを使用して、財務諸表等データを作成します。

2 CSVファイルを組み込み、データ変換し、送信

- ①で作成した CSV ファイルを e-Tax で受付可能なデータ形式に変換できる税務・会計ソフトに組み込み、データ形式を変換の上、e-Tax に送信します。
- 利用している税務・会計ソフトが e-Tax で受付可能なデータ形式に変換する機能を有していない場合は、「e-Tax ソフト（PC 版）」に組み込み、データ形式を変換の上、e-Tax に送信することができます。

..... 留 意 事 項

- 財務諸表については、データ変換時に、勘定科目名称が変更される場合があります。
例：「現金・預金」→「現金及び預金」
- 作成した CSV ファイルを税務・会計ソフト又は「e-Tax ソフト（PC 版）」に組み込む場合、データ容量に制限（10MB）があります。

e-Taxの利用可能時間

▶ 月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合や、時期により延長する場合があります。e-Tax のご利用に当たっては、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-Tax の利用開始の手続、「e-Tax ソフト」及びそのパソコン操作に関するお問合せに電話で対応する専用窓口です。パソコンなどを起動してお問合せになる画面を表示させてからお電話ください。

なお、申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄りの税務署へお問合せください。

ナビダイヤル(全国一律市内通話料金) **0 5 7 0 - 0 1 - 5 9 0 1**

▶ 月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※税務・会計ソフトに関するご質問については、各税務・会計ソフト販売会社へお問合せください。

※受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

● 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

利用開始の手続、e-Tax の推奨環境、「e-Tax ソフト」の操作方法及びよくある質問 (Q&A) など、e-Tax に関する最新の情報をお知らせしています。

www.e-tax.nta.go.jp

🔍 イータックス

検索 🔍

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷物の紙へ
リサイクルできます。

平成 28 年 4 月



税理士の皆様へ

～使って便利！代理送信～

e-Tax(代理送信)を利用すると、こんなメリットが！

1 申告書等を税務署に提出するための費用が削減できます。

事務所から提出（送信）することで、税務署の窓口に出向くための交通費、郵送費用が削減できます。

2 時間に余裕ができます。

税務署の執務時間外でも、平日の24時まで申告書等の提出（送信）が可能であるため、時間に余裕ができます。

3 書類の紛失等のリスクを回避できます。

申告書等の持ち運び等による、紛失・汚損のリスクを回避できます。

4 事務所のペーパーレス化が進みます。

提出実績（受信通知等）・申告内容をデータで確認できるので書類の保管場所が不要となり、事務所のペーパーレス化が進みます。また、印刷費用も削減できます。

5 事務処理を効率的に行うことができます。

決算書等の電子化により、パソコン等で必要なデータを参照して申告書を作成するなど、事務処理を効率的に行うことができます。

6 『ダイレクト納付』の利用で、さらに便利に。

電子申告等の送信後、簡単なクリック操作で納付手続きが完了します。毎月の手続きである源泉所得税の納付など、利用回数の多い手続きに便利です。

～御注意いただきたい事項～

- 1 代理送信の利用に際しては、事前に関与先の同意を得てください。
- 2 利用者識別番号やパスワードは、厳重に管理してください。
- 3 電子データの保管、バックアップを確実に行ってください。
- 4 送信後はメッセージボックスを確認し、正常に送信されたことを確認してください。

<e-Tax の受付時間（送信可能時間）>

月～金曜日の8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除く）

※所得税確定申告期間は24時間（メンテナンス時間を除く）

詳しくは、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）を御覧ください。

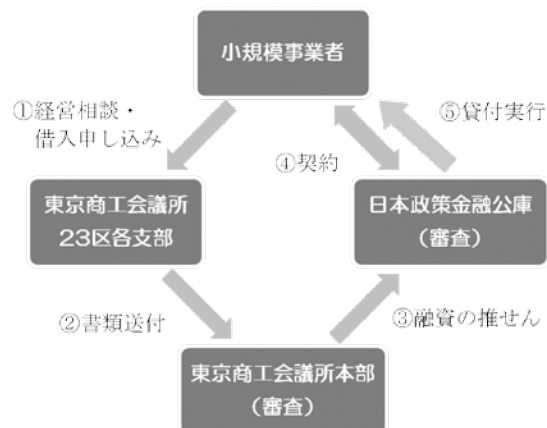


小規模事業者向け融資制度

マル経融資のご案内

無担保、無保証人、低利の国の融資制度です

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推せんを行います。
- ・安心して借入ができる国(日本政策金融公庫)の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・アルバイトを除く従業員 20 名以下 (※) の法人・個人事業主の方
※商業・サービス業は 5 名以下 (宿泊業・娯楽業は 20 人以下)
- ・最近 1 年以上、東京 23 区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金 (所得税、法人税、事業税、住民税) を完納している方

融資限度額

2,000万円

資金使途

返済期間

運転資金 7 年以内
設備資金 10 年以内

担保・保証人

不要 (信用保証協会の保証も不要)

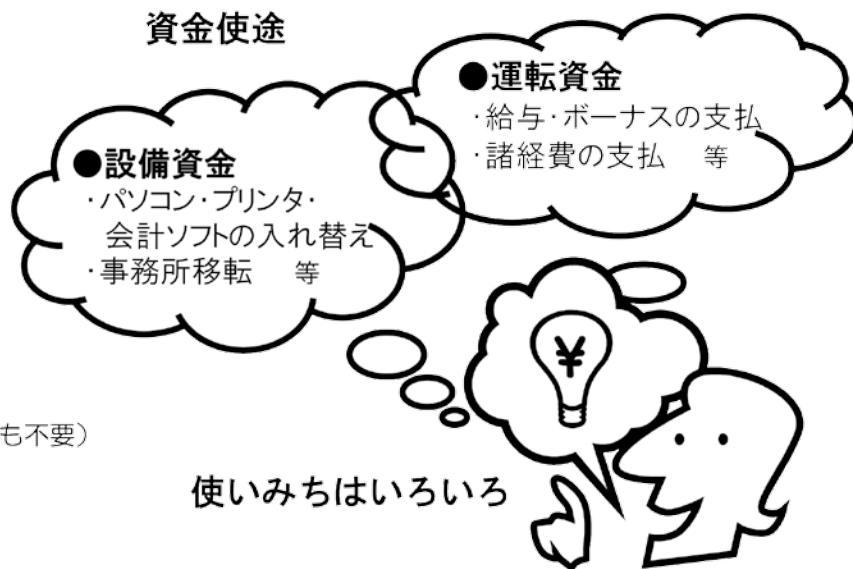
融資利率

年 1.16% (平成 28 年 11 月 16 日現在)
※中央区の利子補助制度があります。

(注) 審査の結果、ご希望に添えないこともあります。
※融資限度額・返済期間の取扱いは、平成 29 年 3 月 31 日まで(日本政策金融公庫受付分)となります。
※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811



経営に関するお悩み承ります
弁護士による無料法律相談
第 3 火曜日
午後 1 時～4 時 (1 回 30 分)
要予約・電話にてご予約ください

小規模企業の経営者の皆さまへ

退職後のゆとりある生活のために

小規模企業共済制度

先行き不透明なこの時代。
退職後の生活資金は
万全ですか？

未来のために
小さな一歩

経営者の皆さま。
退職金の準備を中小機構がお手伝いします。

小規模企業共済制度に加入し、毎月掛金を納付すれば、退職時に共済金が支払われ、現役引退後も安心した生活設計が立てられます。

- ①常時使用する従業員の数が、20 名以下
(商業、サービス業は 5 名以下)の個人事業主、共同経営者、
及び会社等役員の方が対象です。
- ②掛金月額 は 1,000 円～ 70,000 円の範囲内
(500 円単位)で自由に選べます。
- ③毎月 3 万円の掛金 (年間 36 万円) で、例えば課税対象所得
400 万円の方なら約 11 万円の節税になります。
- ④いざという時に掛金合計額の一定の範囲内で事業資金等
の貸付けが受けられます。

取扱手数料

新規加入及び増額を取りまとめてい
ただいた組合員及び準会員にお支払
いします。

請求書は東京税理士協同組合のホー
ムページからダウンロードできます。

制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構** (中小機構) 共済相談室

TEL.050-5541-7171

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先 **東京税理士協同組合**

TEL.03-5363-2011

日税グループは税理士先生とその関与先様のために 様々なご相談にお応えします！



税理士事務所サポート

何でもお気軽にご相談ください。

税理士顧問料の 報酬自動支払制度
集金代行

関与先の事業に My 集金 NET
係わる集金代行

- ・税理士業務関連の研修会の運営
- ・関与先のコンサルティング支援

株式会社 日税ビジネスサービス

不動産の売買仲介

- ・相続・収益物件
- ・物件調査・財産評価

株式会社 日税不動産情報センター

生命保険

- ・がん保険・医療保険
(全税共集団料率で保険料が割安)
- ・生命保険コンサルティング

株式会社 共栄会保険代行

生保・損保

- ・団体所得補償保険
(全税共団体割引適用)
- ・生命保険コンサルティング

株式会社 日税サービス

税理士とその関与先のために



NICHIZEI GROUP

日税グループ

検索

税理士界ひとすじ 信頼と実績の 日税グループ



株式会社 日税ビジネスサービス

☎ 0120-155-551
(03-3345-0888)



株式会社 共栄会保険代行

☎ 0120-922-752



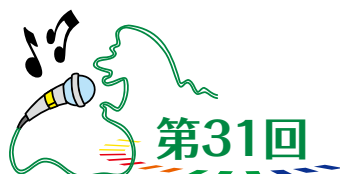
株式会社 日税不動産情報センター TEL 03-3346-2220
(本社代表)



株式会社 日税サービス

☎ 0120-312-112

日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F



平成28年10月29日



定例連絡協議会



常会での支部長挨拶



常会風景



▲常盤小学校租税教室

納税表彰式での支部長賞授与▼



新入会員説明会▼



▲囲碁大会



税を考える週間

無料相談風景



日本橋プラザ



日本橋三越地下街